

過疎地域持続的発展方針

[令和3年度～令和7年度]

令和3年8月策定

令和4年7月変更

大 分 県

過疎地域持続的発展方針 目次

I 基本的な事項

1 過疎地域の現状と問題点	1
(1) 総人口について	4
(2) 人口構成について	5
(3) 就業人口について	6
(4) 財政状況について	7
(5) 過疎対策事業の実績について	8
2 過疎地域の持続的発展の基本的方向	9
3 広域的経済社会生活圏の整備計画等との関連	9
4 市町村計画における過疎対策事業債の活用のあり方	9

II 健やかで心豊かに暮らせる安心の地域づくり 「安心」

1 子育て満足度日本一を目指す取り組み	11
(1) 地域ニーズに応じた子育て支援サービスの提供	11
2 高齢者、障がい者などが地域で安心して暮らせる社会の構築	14
(1) 健康寿命の延伸と高齢者福祉の向上	14
(2) 障がい者の自立と社会参加の促進	15
3 県民の安全・安心の確保	17
(1) 地域医療の確保	17
(2) 無医地区対策	18
(3) 特定診療科に係る医師の確保	19
(4) 災害に強い人づくり、地域づくりの推進	20
(5) 大規模災害・感染症等への即応力の強化	21
(6) 県民の命と暮らしを守る県土の強靱化の推進	22
4 多様な主体による地域社会の再構築	24
(1) 人と人とのつながりを実感できる地域共生社会の実現	24
(2) 未来を担うNPOの育成と協働の推進	25
(3) ネットワーク・コミュニティの構築	25
5 恵まれた環境の未来への継承	27
(1) 循環型共生社会の構築	27
(2) 豊かな自然との共生と快適な地域環境の創造	28
(3) 水道等の整備	29
(4) 生活排水処理施設の整備	30

(5) 再生可能エネルギーの利用の推進	32
6 移住・定住の促進	33
(1) 移住・定住のための環境整備とU I J ターンの促進	33

Ⅲ いきいきと働き輝く活力あふれる地域づくり 「活力」

1 挑戦と努力が報われる農林水産業の実現	35
(1) 農業の振興	35
(2) 林業の振興	36
(3) 水産業の振興	38
2 活力と変革を創出する産業の振興	40
(1) チャレンジする中小企業と創業の支援	40
(2) 商業の活性化とサービス産業の革新	41
(3) 先端技術への挑戦	42
(4) 企業誘致対策	43
(5) 多様で厚みのある産業集積の深化	44
3 地域が輝くツーリズムの推進と観光産業の振興	46
(1) おんせん県おおいたの地域磨きと観光産業の経営力強化	46
4 働き方改革の推進と人材の確保・育成	48
5 活力みなぎる地域づくりの推進	50
(1) 地域の元気の創造	50

Ⅳ 人を育み基盤を整え発展する地域づくり 「発展」

1 生涯にわたる力と意欲を高める「教育県大分」の創造	51
(1) 子どもの力と意欲を伸ばす学校教育の推進	51
(2) グローバル社会を生きるために必要な「総合力」の育成	52
(3) 安全・安心な教育環境の確保	53
(4) 信頼される学校づくりの推進	54
(5) 青少年の健全育成	55
(6) 変化の激しい時代を生き抜く生涯を通じた学びの支援	56
2 芸術文化による創造県おおいたの推進	58
(1) 芸術文化の創造	58
(2) 芸術文化ゾーンを核としたネットワークづくり	58
(3) 文化財・伝統文化の保存・活用・継承	59
3 スポーツの振興	61
(1) 県民スポーツの推進	61
(2) スポーツによる地域の元気づくり	62

4	地域の持続的発展に向けたハード・ソフトにわたる基盤整備	63
(1)	交通体系の整備	63
(2)	日常的な交通手段の確保	64
(3)	情報通信基盤の整備	64
(4)	社会インフラの老朽化対策	65

I 基本的な事項

昭和30年代後半からの高度経済成長に伴い、若者を中心に農山漁村などの地方の人口が都市部へ流出した結果、地方では過度の人口減少により地域社会の基礎的な生活条件の確保にも支障を来すなど、いわゆる「過疎問題」が生じた。

こうした問題に対処するため、昭和45年に議員立法による10年間の時限立法として過疎地域対策緊急措置法が制定されて以来、5次にわたる特別法のもと過疎対策事業を実施してきた。

これまでの半世紀にわたる過疎対策事業の効果や課題等を踏まえ、令和3年4月1日に、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（以下「法」という。）が、10年間の時限立法として施行された。

本方針は、法に基づき、県及び過疎市町村が行う持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力のさらなる向上を実現するための大綱であって、県計画及び市町村計画の策定の際の指針として策定するものであり、その期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までとする。

1 過疎地域の現状と問題点

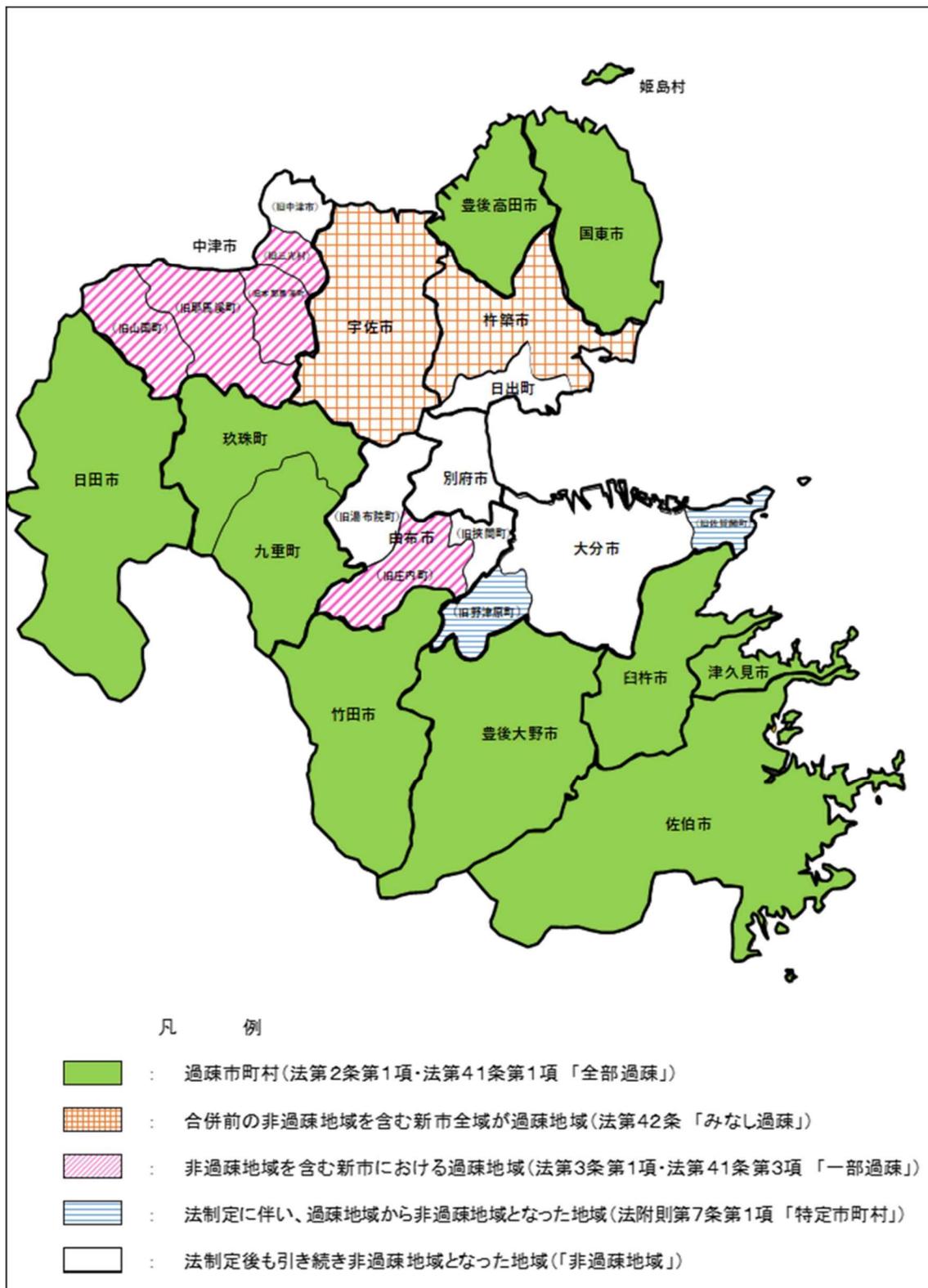
（概況）

本県においては、18市町村のうち11市町村が過疎市町村（法第2条第1項・法第41条第1項のいわゆる「全部過疎」）、2市が合併により全域を過疎地域としてみなす団体（法第42条のいわゆる「みなし過疎」）、2市が合併前の過疎地域であった市町村の区域を過疎地域とみなす団体（法第3条第1項・法第41条第3項のいわゆる「一部過疎」）として公示されており、過疎関係市町村は15市町村であり、市町村数の割合は、83.3%を占めている。

令和2年の国勢調査人口による本県人口112万3,852人のうち、過疎地域の人口は40万9,076人で36.4%を占めている。また、過疎地域の面積は5,404.27km²で、県土面積6,340.76km²の85.2%を占めている。

なお、大分市の旧野津原町及び旧佐賀関町の地域については、法の制定に伴い、一部過疎から非過疎地域となったものの、特定市町村（法附則第7条第1項）として、令和3年度から令和8年度までの間に限り、過疎地域の持続的発展のための地方債の発行や国の負担又は補助の割合の特例等の適用が行われる（法附則第5条）。

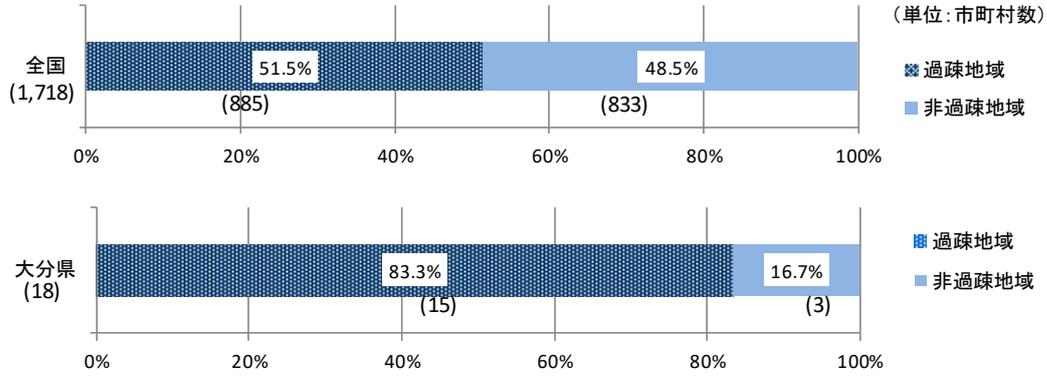
図表1 過疎市町村位置図（令和3年4月1日現在）



図表2 過疎地域が占める割合（全国、大分県）

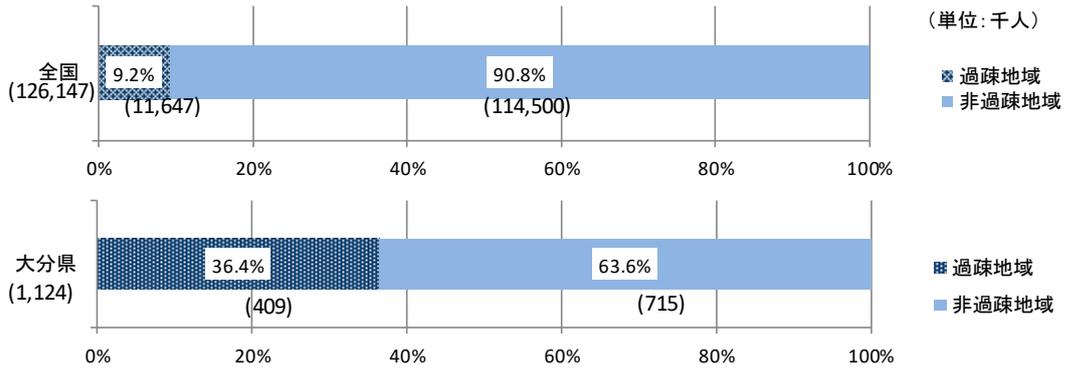
①過疎地域市町村数割合

令和4年4月1日現在 ※法第3条第1項に該当する市町村は過疎とする。



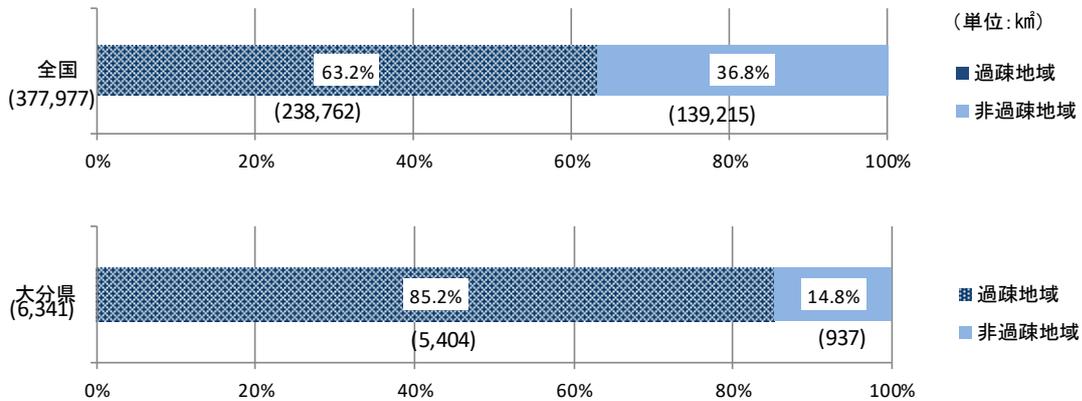
②過疎地域人口

令和4年4月1日現在(令和2年国勢調査人口) ※法第3条第1項に該当する区域は過疎に含む。



③過疎地域面積

令和4年4月1日現在(令和2年国勢調査面積) ※法第3条第1項に該当する区域は過疎に含む。



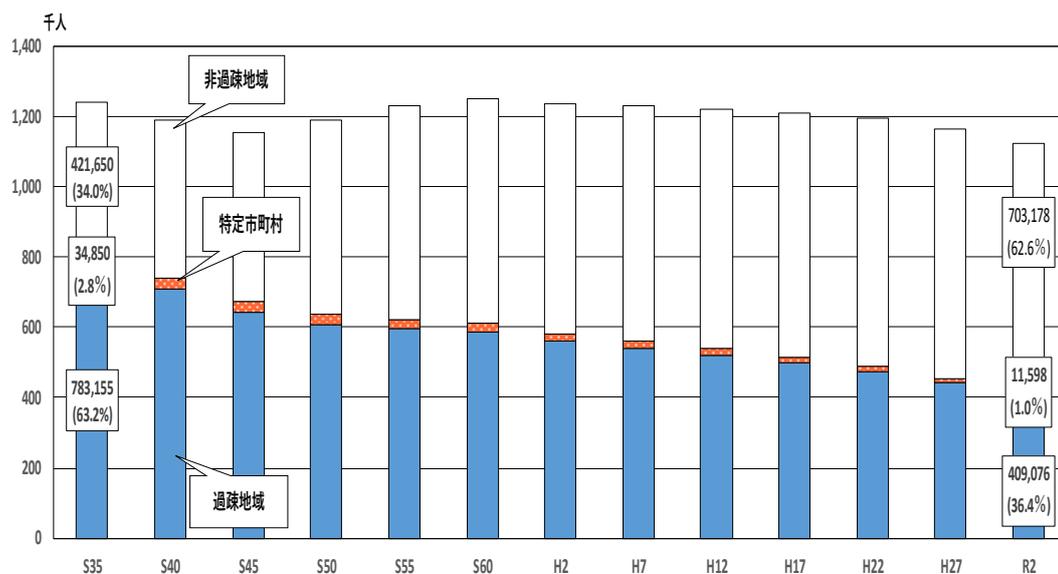
(1) 総人口について

全国の人口は平成27年の国勢調査において大正9年の調査開始以来、はじめて減少するなど、減少局面に入った。

本県では、昭和30年の127万7千人をピークに減少に転じ、昭和45年には115万6千人まで減少した。その後、増加に転じ昭和60年には125万人まで回復したものの、それ以降人口は減少局面に入り、令和2年には112万4千人まで減少している。

また、本県の過疎地域の人口は、過疎問題が顕在化しはじめた昭和35年では県全体の63.2%を占めていたが、令和2年には36.4%にまで減少し、人口増減比率の推移においても減少の一途をたどり、平成2年の国勢調査以降減少に転じた本県総人口に比しても低位である。全国的な人口減少社会の到来により、本県過疎地域の人口はなおも減少し続けることが予想される。

図表3 人口の推移



(単位: 人, %)

区分	S35	S40	S45	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27	R2
過疎地域 (構成割合)	783,155 (63.2)	709,016 (59.7)	642,920 (55.6)	607,945 (51.1)	597,844 (48.6)	587,946 (47.0)	561,820 (45.4)	540,035 (43.9)	521,037 (42.7)	499,178 (41.3)	473,713 (39.6)	441,494 (37.9)	409,076 (36.4)
特定市町村	34,850	32,027	29,367	27,465	25,157	23,526	21,426	19,602	17,954	16,731	15,116	13,510	11,598
非過疎地域	421,650	446,437	483,279	554,904	605,912	638,742	653,696	671,669	682,149	693,662	707,700	711,334	703,178
県全体	1,239,655	1,187,480	1,155,566	1,190,314	1,228,913	1,250,214	1,236,942	1,231,306	1,221,140	1,209,571	1,196,529	1,166,338	1,123,852

出典: 国勢調査

(注): 過疎地域は令和3年4月1日現在(法第3条第1項・法第41条第3項に該当する市町村は過疎区域のみ)

特定市町村についてはP2を参照

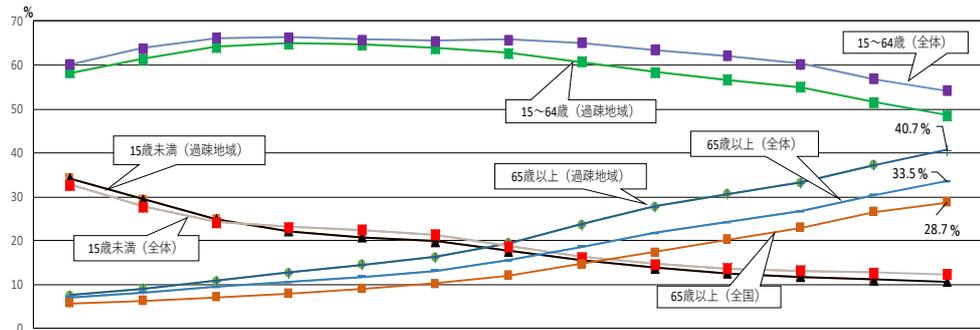
(2) 人口構成について

本県の人口構成を見ると、全体では平成2年の国勢調査を境に若年者人口（15歳未満）の割合が、高齢者人口（65歳以上）の割合より低くなり、その後、高齢化率が急激に上昇し、平成27年の国勢調査人口では高齢化率が初めて30%を超えた。これは全国平均（26.6%）を上回り、5年以上早いペースで高齢化が進んでいる状況である。

これを過疎地域で見えてみると、平成17年の水準で既に高齢化率が30%を超えており、県全体の水準より10年以上早いペース、また全国と比べると約20年近い早いペースで高齢化が進んでいることがわかる。

今後もこの傾向は続くものと予想され、過疎地域では将来的にはおよそ2人に1人が高齢者となることが予想される。

図表4 人口構成の推移



区分		S35	S40	S45	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27	R2
過疎地域 (構成比)	15歳未満	267,480 (34.2)	208,713 (29.4)	159,894 (24.9)	135,071 (22.2)	124,795 (20.9)	116,605 (19.8)	99,556 (17.7)	83,921 (15.5)	71,983 (13.8)	62,670 (12.6)	55,354 (11.7)	49,040 (11.2)	43,304 (10.7)
	15~64歳	456,303 (58.3)	435,870 (61.5)	413,019 (64.2)	395,085 (65.0)	386,558 (64.7)	375,797 (63.9)	352,838 (62.8)	327,904 (60.7)	304,167 (58.4)	282,017 (56.7)	260,091 (55.1)	227,106 (51.7)	197,372 (48.6)
	65歳以上	59,372 (7.6)	64,433 (9.1)	70,007 (10.9)	77,765 (12.8)	86,488 (14.5)	95,523 (16.2)	109,339 (19.5)	128,201 (23.7)	144,563 (27.8)	152,789 (30.7)	156,825 (33.2)	163,547 (37.2)	165,262 (40.7)
特定市町村 (構成比)	15歳未満	12,345 (35.4)	9,728 (30.4)	7,449 (25.4)	6,186 (22.5)	5,316 (21.1)	4,484 (19.1)	3,336 (15.6)	2,367 (12.1)	1,846 (10.3)	1,513 (9.0)	1,269 (8.4)	928 (6.9)	659 (5.7)
	15~64歳	20,164 (57.9)	19,716 (61.6)	19,089 (65.0)	18,112 (65.9)	16,332 (64.9)	15,228 (64.7)	13,885 (64.8)	12,253 (62.5)	10,532 (58.7)	9,283 (55.5)	7,825 (51.8)	6,187 (45.9)	4,762 (41.1)
	65歳以上	2,341 (6.7)	2,583 (8.1)	2,829 (9.6)	3,167 (11.5)	3,509 (13.9)	3,814 (16.2)	4,205 (19.6)	4,982 (25.4)	5,576 (31.1)	5,935 (35.5)	6,010 (39.8)	6,359 (47.2)	6,163 (53.2)
非過疎地域 (構成比)	15歳未満	125,278 (29.7)	111,276 (24.9)	112,262 (23.2)	133,355 (24.0)	146,279 (24.1)	145,413 (22.8)	128,373 (19.7)	114,621 (17.1)	105,610 (15.5)	100,358 (14.5)	99,011 (14.1)	96,445 (13.7)	91,309 (13.4)
	15~64歳	269,804 (64.0)	303,864 (68.1)	333,941 (69.1)	376,681 (67.9)	405,240 (66.9)	428,866 (67.1)	445,942 (68.4)	460,878 (68.6)	459,704 (67.5)	457,572 (66.1)	449,403 (64.0)	423,876 (60.4)	394,393 (57.7)
	65歳以上	26,568 (6.3)	31,297 (7.0)	37,076 (7.7)	44,737 (8.1)	54,243 (9.0)	64,409 (10.1)	77,897 (11.9)	95,893 (14.3)	115,762 (17.0)	134,081 (19.4)	153,915 (21.9)	181,839 (25.9)	197,767 (28.9)
県全体 (構成比)	15歳未満	405,103 (32.7)	329,717 (27.8)	279,605 (24.2)	274,612 (23.1)	276,390 (22.5)	266,502 (21.3)	231,265 (18.7)	200,909 (16.3)	179,439 (14.7)	164,541 (13.6)	155,634 (13.1)	146,413 (12.7)	135,272 (12.3)
	15~64歳	746,271 (60.2)	759,450 (64.0)	766,049 (66.3)	789,878 (66.4)	808,130 (65.8)	819,891 (65.6)	812,665 (65.8)	801,035 (65.1)	774,403 (63.5)	748,872 (62.1)	717,319 (60.3)	657,169 (56.9)	596,527 (54.2)
	65歳以上	88,281 (7.1)	98,313 (8.3)	109,912 (9.5)	125,669 (10.6)	144,240 (11.7)	163,746 (13.1)	191,441 (15.5)	229,076 (18.6)	265,901 (21.8)	292,805 (24.3)	316,750 (26.6)	351,745 (30.4)	369,192 (33.5)
合計	1,239,655 (5.7)	1,187,480 (6.3)	1,155,566 (7.1)	1,190,314 (7.9)	1,228,913 (9.1)	1,250,214 (10.3)	1,236,942 (12.1)	1,231,306 (14.6)	1,221,140 (17.4)	1,209,571 (20.2)	1,196,529 (23.0)	1,166,338 (26.6)	1,123,852 (28.7)	

出典：国勢調査

(注)：過疎地域は令和3年4月1日現在（法第3条第1項・法第41条第3項に該当する市町村は過疎区域のみ）

合計欄は不詳の存在により階層別計と一致しない

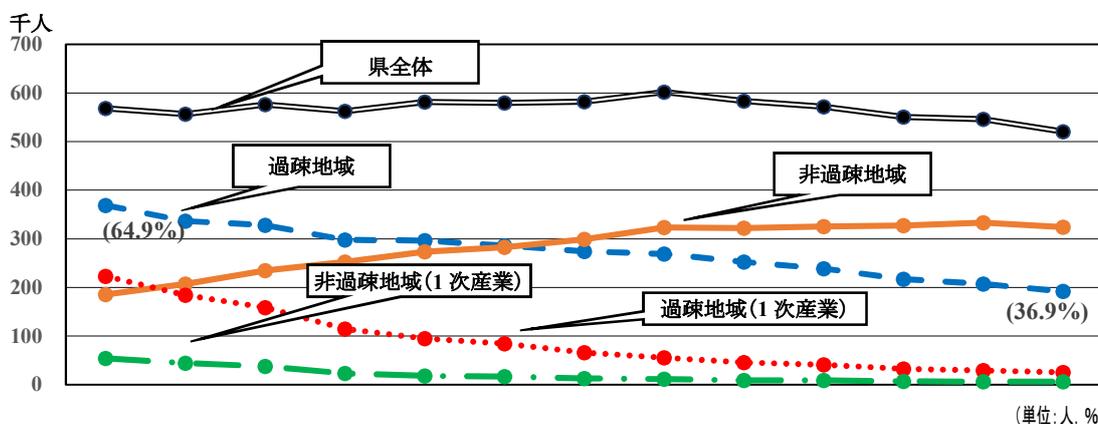
特定市町村についてはP2を参照

(3) 就業人口について

本県の実業人口を見ると、全体では約55万人～約60万人で推移しているが、過疎地域と非過疎地域とで比較すると、昭和35年には過疎地域の実業人口割合が64.9%と高かったのに対し、その後は徐々に低下し、昭和60年を境に非過疎地域の実業人口割合が過疎地域の実業人口割合を逆転し、令和2年の国勢調査では36.9%まで低下している。

さらに、本県の基幹産業である第1次産業で見ると、昭和35年には約22万3千人と過疎地域の約6割の者が従事していたが、令和2年には約2万5千人にまで減少し、第1次産業の人離れが顕著になっている。

図表5 就業人口の推移



区分	S35	S40	S45	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27	R2
過疎地域	368,795 (64.9)	336,538 (60.5)	328,143 (57.0)	298,048 (53.0)	296,557 (51.0)	285,735 (49.3)	273,869 (47.0)	269,122 (44.7)	252,788 (43.3)	238,838 (41.8)	216,807 (39.4)	207,311 (38.0)	191,823 (36.9)
第一次	222,980	184,467	158,658	114,345	94,607	84,244	66,324	55,214	45,645	41,355	32,274	29,261	25,250
第二次	49,690	51,324	57,029	67,922	76,423	74,670	80,704	82,441	74,872	62,948	56,352	51,578	47,837
第三次	96,073	100,700	112,444	115,431	125,350	126,624	126,732	131,369	132,013	133,981	126,004	123,245	116,557
特定市町村	14,193 (2.5)	13,152 (2.4)	13,216 (2.3)	12,027 (2.1)	11,311 (1.9)	10,516 (1.8)	9,680 (1.7)	9,431 (1.6)	8,132 (1.4)	7,559 (1.3)	6,240 (1.1)	5,610 (1.0)	4,741 (0.9)
第一次	6,762	5,513	4,619	3,125	2,590	2,402	1,818	1,636	1,252	1,157	698	672	486
第二次	4,120	3,775	4,155	4,033	3,528	3,119	3,121	3,101	2,473	2,070	1,772	1,543	1,118
第三次	3,308	3,861	4,441	4,859	5,188	4,980	4,736	4,694	4,403	4,297	3,495	3,202	2,843
非過疎地域	185,634 (32.6)	206,875 (37.2)	234,622 (40.7)	252,552 (44.9)	273,404 (47.0)	282,892 (48.8)	298,843 (51.3)	323,299 (53.7)	322,374 (55.3)	325,248 (56.9)	327,404 (59.5)	333,246 (61.0)	323,758 (62.2)
第一次	54,037	44,304	37,702	23,080	18,313	16,595	12,550	11,397	9,020	9,001	6,841	6,542	6,181
第二次	36,871	44,435	53,721	64,722	68,677	68,668	76,095	81,995	78,716	71,565	71,319	68,794	68,781
第三次	94,685	118,088	143,190	164,103	186,220	197,164	209,193	228,785	230,664	239,696	233,695	236,914	241,434
県全体	568,622	556,565	575,981	562,627	581,272	579,143	582,392	601,852	583,294	571,645	550,451	546,167	520,322
第一次	283,779	234,284	200,979	140,550	115,510	103,241	80,692	68,247	55,917	51,513	39,813	36,475	31,917
第二次	90,681	99,534	114,905	136,677	148,628	146,457	159,920	167,537	156,061	136,583	129,443	121,915	117,736
第三次	194,066	222,649	260,075	284,393	316,758	328,768	340,661	364,848	367,080	377,974	363,194	363,361	360,834

出典：国勢調査

(注)：過疎地域は令和3年4月1日現在(法第3条第1項・法第41条第3項に該当する市町村は過疎区域のみ)

「分類不能」により合計値が一致しない場合がある

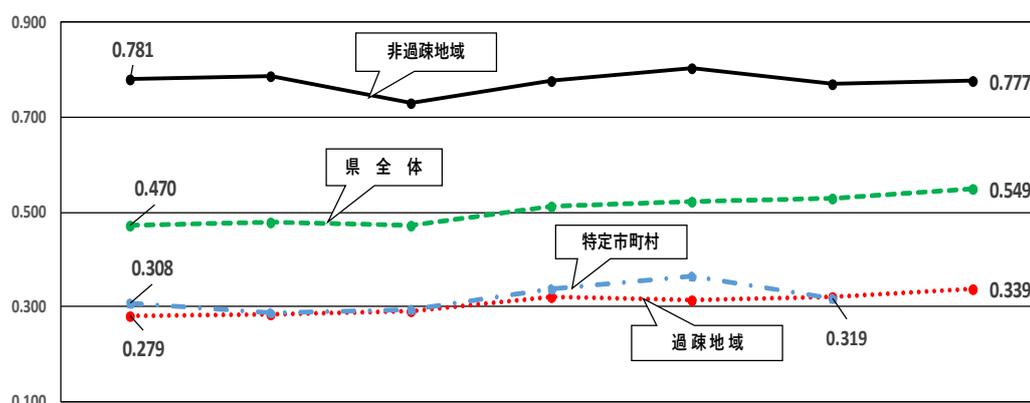
特定市町村についてはP2を参照

(4) 財政状況について

本県の市町村の財政力指数を平成2年度からの約30年間で見ると、平成12年度にわずかに悪化したものの、市町村合併の進展や行財政改革への取り組みなどにより、全体としては改善傾向にある。

しかしながら、過疎地域と非過疎地域ごとに加重平均で比較すると、依然として2倍以上の大きな開きがあり、過疎市町村の財政基盤がきわめて脆弱であることがわかる。

図表6 財政力指数の推移



区分	H2	H7	H12	H17	H22	H27	R2
過疎地域	0.279	0.284	0.289	0.321	0.314	0.322	0.339
増減	-	0.005	0.005	0.032	△ 0.007	0.008	0.017
県全体比	△ 0.191	△ 0.194	△ 0.181	△ 0.191	△ 0.209	△ 0.208	△ 0.210
特定市町村	0.308	0.286	0.295	0.337	0.363	0.319	-
増減	-	△ 0.022	0.009	0.042	0.026	△ 0.044	-
県全体比	△ 0.162	△ 0.192	△ 0.175	△ 0.175	△ 0.160	△ 0.211	-
非過疎地域	0.781	0.787	0.729	0.775	0.804	0.769	0.777
増減	-	0.006	△ 0.058	0.046	0.029	△ 0.035	0.008
県全体比	0.311	0.309	0.259	0.263	0.281	0.239	0.228
県平均	0.470	0.478	0.470	0.512	0.523	0.530	0.549
増減	-	0.008	△ 0.008	0.042	0.011	0.007	0.019

出典：市町村財政概要(市町村振興課)

(注)：①過疎地域は令和3年4月1日現在(法第3条第1項・法第41条第3項に該当する市町村は過疎地域のみ)

②平成16年度以降に合併し、一部過疎となった団体については、合併算定替えに用いた

基準財政需要額及び基準財政収入額を基に財政力指数を算定

③指数は、3年平均・加重平均による

④特定市町村は、法施行に伴い過疎地域から非過疎地域となった旧野津原町及び旧佐賀間町の合併算定替えに用いた

基準財政需要額及び基準財政収入額を基に財政力指数を算定

⑤令和2年度の算出において、合併算定替えの終了した一部過疎団体については、最も人口規模の大きい旧市町村の過疎・非過疎地域の別により算出

(5) 過疎対策事業の実績について

これまでの5次にわたる法律の下、県及び過疎関係市町村が策定した計画に基づいた事業に取り組み、令和2年度までの51年間で総額約4兆9,163億円の事業費が投じられた。

全体の特徴としては、産業振興や交通通信体系、生活環境の整備がかなりのウェイトを占め、インフラ整備に重点が置かれているのが顕著であるが、近年は、高齢化の進展や医師不足を背景に福祉・保健や医療確保などの事業費が増加傾向にある。

図表7 過疎対策事業の推移

(単位:百万円, %)

区 分	S45～S54 対策緊急措置法		S55～H元 振興特別措置法		H2～H11 活性化特別措置法		H12～H21 自立促進特別措置法		H22～R2 改正自立促進特別措置法		S45～R2 合 計	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
市町村計画	148,602	100.0	308,463	100.0	615,831	100.0	528,597	100.0	498,636	100.0	2,100,129	100.0
(過疎債)	(26,775)		(58,938)		(106,705)		(102,527)		(133,980)		(428,925)	
産業の興	32,677	22.0	98,865	32.0	146,149	23.7	98,950	18.7	92,545	18.5	469,186	22.4
交通通信	57,295	38.6	109,393	35.5	175,370	28.4	151,913	28.7	109,687	22.0	603,658	28.8
生活環境	27,481	18.5	39,681	12.9	163,618	26.6	143,797	27.2	126,052	25.3	500,629	23.8
高齢者等					27,471	4.5	28,574	5.4	51,681	10.4	107,726	5.1
保健及び福祉												
医療の確保			3,223	1.0	7,104	1.2	9,753	1.9	19,930	4.0	40,010	1.9
教育の振興	28,235	19.0	50,842	16.5	72,145	11.7	69,586	13.2	73,666	14.8	294,474	14.0
地域文化							13,184	2.5	12,133	2.4	25,317	1.2
の振興												
集落の整備	53	0.0	210	0.1	2,261	0.4	2,607	0.5	3,528	0.7	8,659	0.4
その他地域	2,861	1.9	6,249	2.0	21,713	3.5	10,233	1.9	9,414	1.9	50,470	2.4
の自立促進												
県 計 画	135,232	100.0	301,465	100.0	800,122	100.0	759,198	100.0	820,105	100.0	2,816,122	100.0
産業の興	62,586	46.3	116,064	38.5	270,506	33.8	293,065	38.6	447,325	54.5	1,189,546	42.2
交通通信	67,567	50.0	174,664	58.0	435,023	54.4	353,038	46.5	241,997	29.5	1,272,289	45.2
生活環境			111	0.0	27,831	3.5	40,086	5.3	8,511	1.0	76,539	2.7
高齢者等					1,892	0.2	13,081	1.7	43,315	5.3	58,288	2.1
保健及び福祉												
医療の確保	585	0.4	1,014	0.3	14,738	1.8	7,061	0.9	14,682	1.8	38,080	1.4
教育の振興			9,612	3.2	34,126	4.3	28,901	3.8	52,365	6.4	125,004	4.4
地域文化					10,188	1.3	1,402	0.2	5,468	0.7	17,058	0.6
の振興												
集落の整備							8,576	1.1	1,315	0.2	9,891	0.4
その他地域	4,494	3.3			5,818	0.7	13,988	1.9	5,127	0.6	29,427	1.0
の自立促進												
合 計	283,834	-	609,928	-	1,415,953	-	1,287,795	-	1,318,741	-	4,916,251	-

(注) : 「過疎債」欄は、過疎債同意(許可)額とし、昭和57年度までは辺地債を含む。

2 過疎地域の持続的発展の基本的方向

昭和45年以降、特別法のもと過疎対策事業を実施し、道路整備などのインフラ整備は一定程度の成果があがってきているものの、非過疎地域と比べるとなお格差が生じている。

また、過疎地域においては少子高齢化と人口減少には歯止めがかからず、産業の振興など様々な課題は依然として残されている。さらに、近年は、地域社会を担う人材の確保・育成、通信施設等の整備及び情報通信技術の活用等による情報化の推進、住民の日常的な移動のための交通手段の確保など、新たな課題も生じてきている。

このような状況を踏まえ、本県では、令和2年6月に「大分県長期総合計画」を改定し、大分県版地方創生の加速前進などを柱に、地域の持続的な発展に向けて取り組んでいるところである。

加えて、令和3年3月に「第2期まち・ひと・しごと創生大分県総合戦略」を一部改定し、人口の自然増・社会増への取り組み、高齢者・女性など多様な人材の社会参加の促進、集落機能の維持・強化や特徴ある地域資源による地域活性化を図っているところである。

3 広域的経済社会生活圏の整備計画等との関連

本県においては、8割以上が過疎市町村であり、これまでも広域的な見地から総合的な施策を展開してきたところである。今後とも、過疎地域の持続的な発展を図るため、医療の確保や保健・福祉サービスなど過疎市町村単独では対応が困難な施策について、広域的かつ総合的な観点から地域間の連携を図り、医療計画などの各種計画等との調整を図りながら施策を行う。

4 市町村計画における過疎対策事業債の活用のあり方

過疎対策事業債（以下「過疎債」という。）の活用については、ハード整備事業に加え、地域医療の確保や住民の日常的な移動のための交通手段の確保などの様々なソフト事業（法第14条第2項に規定する「過疎地域持続的発展特別事業」）についても引き続き対象とされていることから、過疎対策の推進効果が期待される。

全国第4位の過疎県^{*1}である本県においては、財政基盤の脆弱な過疎市町村の財政的支援としての過疎債は、重要な財源となっている。

*1 全国第4位の過疎県

県内全市町村数に占める過疎関係市町村数の割合83.3%は、全国第4位

しかしながら、過疎債が法に基づく財政上の特別措置として設けられたものであることから、活用にあたっては、法の趣旨に則り総合的、計画的に運用する必要がある。

こうした観点から、過疎債の起債にあたっては、引き続き事業の緊急度、事業効果等を総合的に勘案のうえ、計画策定に努めることが重要である。

Ⅱ 健やかで心豊かに暮らせる安心の地域づくり 「安心」

少子高齢化・人口減少が急速に進む過疎地域が、持続可能な地域社会を形成していくことができるよう、地域社会全体で子育てを応援する環境づくりを進めるとともに、健康寿命の延伸や障がい者の就労・社会参加の促進を図る。

また、山や海に囲まれた急峻な過疎地域の安全・安心を確保するため、地域医療の確保や消防・救急体制を強化するとともに、地域のNPO・ボランティアとの協働や集落の維持・活性化のためのきめ細かな小規模集落対策、移住・定住の促進などを行い、住民が安心して健やかに暮らせる地域社会の実現を図る。

さらに、豊かな緑や海、美しい景観などを有する過疎地域の天然自然の恵みを守り、これを将来に継承すべく、県民総参加の「おおいたうつくし作戦」を推進するとともに、エコエネルギー等を活用した脱炭素社会の構築など環境に配慮した整備を進める。

1 子育て満足度日本一を目指す取り組み

過疎地域においても、一人ひとりの子どもが健やかに生まれ育つことができる“温かい社会”の実現を目指す。

また、地域子育て支援拠点や放課後児童クラブなどの「子どもの育ちを支える社会的基盤の充実」と、ワーク・ライフ・バランスの推進や男女が共に家事・育児に参画することによる「子育ても仕事もしやすい環境づくり」を車の両輪と位置づけ、子育てを社会全体で支援できる環境整備を進める。

さらに、結婚、妊娠・出産、子育てまでの切れ目のない支援や子どもの貧困対策、ひとり親家庭・障がい児へのきめ細かな支援に取り組み、子どもの健やかな育ちと子育てを支え、子育ての満足度を高める。

(1) 地域ニーズに応じた子育て支援サービスの提供

- ・子どもの健やかな育ちと子育て家庭を応援し、安心して子どもを生み育てられる社会の実現を目指す取り組みは、過疎地域において人口流出を抑止し、若年層を中心とする定住を促進する上においても、極めて重要である。

- ・若い世代が結婚や妊娠・出産、子育ての希望を叶え、喜びや楽しみを持って子育てできるよう、次世代育成支援対策基本法に基づく県の行動計画である「おおいた子ども・子育て応援プラン（第4期計画）」に沿って、子育てに係る経済的負担の軽減や子育て世代を社会全体で応援する仕組みづくり、子育ても仕事もしやすい環境づくりなど、「子育て満足度日本一」に向けた取り組みを重点的に推進する。

- ・児童虐待の未然防止・早期対応、子どもの貧困対策、ひとり親家庭・障がいの

ある子どもと家庭へのきめ細かな取り組みなどにより、一人ひとりの子どもが健やかに生まれ育つ温かい社会づくりを推進する。

〈現状と問題点〉

・本県の合計特殊出生率は全国平均を上回る状況が続いているものの、出生数は減少傾向にある。また、令和2年度の調査によると、県民が理想とする子ども数は2.72人であるのに対し、現在の子ども数は2.17人と、理想と現実の間には大きなギャップがある。

・ひとり親家庭、共働き世帯の増加や地域のつながりの希薄化、子育てに関する固定的な性別の役割分担により、子育ての孤立感・不安感・負担感が増大するとともに、子育ての喜びを感じにくい社会になっている。さらに、少子化の進展により、子ども同士が集団の中で育ち合う機会が減少するなど、子どもの育ちをめぐる環境も変容している。

・このため、男性の積極的な子育て参画や地域における子育て支援、仕事と子育ての両立支援など、次代を担う子どもの成長と子育て家庭を身近な地域や職場など社会全体で支援することが求められている。

〈基本的方向〉

① 子育てしやすい環境づくりの推進

・地域の実情に応じて質の高い教育・保育が適切に提供されるよう、市町村の計画等に基づき新たな保育所や幼保連携型認定こども園の設置許可を行うなど、地域における幼児教育・保育の提供体制の確保を支援する。

・子ども医療費の助成や幼児教育・保育の無償化、3歳未満児保育料の減免拡充などによる子育て世代への経済的支援の充実を図る。

・放課後児童クラブや地域子育て支援拠点、ファミリー・サポート・センターなど、地域の子育て支援サービスや相談機能の充実を図るとともに、子育てほっとクーポンなどにより子育て支援サービスの周知・利用促進を図る。

・ICTの活用等による業務の効率化や働き方改革、処遇改善などにより、保育士、幼稚園教諭、地域子育て支援拠点の職員など、子育て支援を担う人材の確保と質の向上を図る。

・育児休業・育児短時間勤務を取得しやすい環境づくりや働く人が子育てに参画しやすい仕組みづくりを促進するとともに、病児・病後児保育の提供体制を充実するなど、働きやすい環境づくりを推進する。

・子育て世帯や三世代が暮らす住宅（賃貸を含む）の改修を支援する。

- ② 結婚・妊娠の希望が叶い、子どもが健やかに生まれ育つ環境の整備
- ・出会いサポートセンターの機能を充実するとともに、市町村や企業・団体等と連携した結婚支援の取り組みを推進する。
 - ・不妊治療費助成制度の充実を図るとともに、「おおいた妊娠ヘルプセンター」や「おおいた不妊・不育相談センター」による妊娠・出産、不妊・不育に関する相談対応の充実を図る。
- ③ 児童虐待の未然防止・早期対応等による切れ目のない支援
- ・市町村や関係機関等と連携し、児童虐待の未然防止から虐待の早期発見・早期対応、アフターケアに至るまで一連の切れ目のない支援を一層強化するとともに、児童相談所の取り組みの強化を図る。
 - ・代替養育を必要とする子どもが心身ともに健全に育ち、社会的自立ができるよう、児童養護施設の体制強化を図るとともに、里親制度の普及や児童養護施設の小規模化による家庭的な環境の整備を行うなど、代替養育の充実に努める。
- ④ 子どもの貧困対策やひとり親家庭・障がい児へのきめ細かな支援
- ・ひとり親家庭が安心して生活し、子育てしやすい環境を整えるため、それぞれのニーズにあった子育て・生活支援、就業支援、経済的支援、養育費確保対策などを総合的・複合的に展開する。
 - ・「大分県ひとり親と困難な生活環境にある子どもの支援計画」に基づき、子どもへの教育・生活の支援や保護者に対する就労及び経済的支援などの総合的な対策を推進する。
 - ・障がいの早期発見や早期療育のため、乳幼児健康診査や家族に対する相談支援体制を充実するとともに、医療、保健、福祉、教育、就労などの関係機関が連携し、障がいのある子どもと家族へのライフステージに応じた一貫した支援を推進する。

2 高齢者、障がい者などが地域で安心して暮らせる社会の構築

高齢化の進む過疎地域において、健康寿命の延伸を図り、高齢者がいつまでも元気で、その豊富な経験や知識を生かすことができる地域社会を構築する。

また、障がいのある人もない人も共にいきいきと暮らし、誰もが安心して生活できる地域社会を構築するため、障がい者の地域生活に必要なサービス提供基盤の整備を図るとともに、障がい者の就労を促進する。

(1) 健康寿命の延伸と高齢者福祉の向上

- ・住み慣れた地域で、生涯を通じて健康で活力あふれる人生を送ることができるよう、健康寿命の延伸を図り、健康長寿・生涯現役社会の構築を進める。
- ・すべての県民が豊かな高齢期を送れる地域社会の実現を目指して、「支援を要する高齢者等に対する施策」と、「元気な高齢者に対する施策」を高齢者保健福祉施策の車の両輪と位置づけ、それぞれの施策を関連づけながら総合的に展開していく。

〈現状と問題点〉

- ・本県の「平均寿命」は、全国トップクラスとなっており、今後も延伸する見込みである。これに合わせ、健康で活力あふれる暮らしを送ることができる「健康寿命」を平均寿命の延び以上に延伸することが、生活の質の向上や持続可能な社会を構築するために重要な課題となっている。
- ・「健康寿命」の延伸のためには、県民自らが生活習慣病の発症予防と重症化予防のための行動を実行に移すとともに、社会全体で県民のライフステージを通じた「健康を守り、支えるための環境づくり」を進めることが必要であり、多様な主体による健康寿命の延伸に向けた取り組みの拡充が求められている。
- ・本県の高齢化率は、令和元年10月1日現在で32.9%となっており、全国平均の28.4%を4.5ポイント上回り、県民の約3人に1人が65歳以上の高齢者となっている。
- ・高齢者が健康で自立した日常生活を営み、できる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、要介護状態になることをできる限り防ぐとともに、要介護状態になってもその悪化を防止・改善させる取り組みのほか、地域での支え合いや介護サービス提供体制の充実等が求められている。

〈基本的方向〉

- ・県民が、健康を育む生活を送ることで幸福を感じ、生涯にわたり活力のある生活を送ることができる社会を実現するため、県民参加型の健康づくり運動を展開する。

- ・民間活力を含めた地域、職域、学校、家庭等が相互に連携する体制づくりを推進し、加入する医療保険の種別にかかわらず、すべてのライフステージにおいて心身の健康づくりを推進するなど、健康無関心層も含めた誰もが健康になる環境の整備を目指す。
- ・高齢者が住み慣れた地域でいきいきと自立した生活を送ることができるよう、医療・保健・福祉関係機関や団体等と連携した地域包括ケアシステムの構築を推進し、介護予防や自立支援・重度化防止の推進を図る。

(2) 障がい者の自立と社会参加の促進

- ・障がいと障がい者に対する県民理解の促進やグループホームなどの住まいの場の確保、芸術文化・スポーツを通じた社会参加の推進など、障がい者が身近な地域で安心して自立した生活を送るための取り組みを推進する。
- ・障がいの特性に応じた仕事とのマッチングや就業面と生活面の一体的な支援による職場定着の推進、工賃向上のための共同受注体制の強化など、障がい者が安心して暮らし、働ける社会づくりを推進する。

〈現状と問題点〉

- ・本県における障がい者数は、令和2年度末時点で、身体障がい者59,180人（身体障害者手帳所持者）、知的障がい者11,142人（療育手帳所持者）、精神障がい者10,760人（精神障害者保健福祉手帳所持者）となっている。
- ・障がい者が身近な地域で安心して自立した生活が送れるよう、必要なサービス提供基盤の整備を図るとともに、施設や病院に入所（院）している障がい者が自ら選んだ地域で安心して暮らしていけるよう、グループホーム等の整備が求められている。
- ・障がいのある子どもの親が、子どもを残して先に死ぬことができないと切実に思い悩む「親なきあと」の不安への対応が求められている。
- ・障害者雇用促進法の改正により、平成30年4月から精神障がい者が雇用義務の対象となり、身体障がい者に加え、知的及び精神障がい者の雇用促進と就職後の職場定着に向けた支援の強化が求められている。

〈基本的方向〉

- ・障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例等に基づき、障がいを理由とする差別の解消や合理的配慮の普及を図る。
- ・居宅介護、生活介護、就労継続支援などのサービス提供体制の整備のほか、施設入所（病院入院）から地域での自立した生活への移行を促進するため、グループホーム等での地域生活における住まいの場の確保を図る。

- ・全国障害者芸術・文化祭のレガシーを継承する障がい者芸術文化活動の支援体制を整備するとともに、身近な地域で楽しめるスポーツの振興を図り、障がい者の自立や社会参加を推進する。
- ・障がいのある子どものライフステージを通じた施策の連動を図り、一貫した支援体制づくりを推進するとともに、「親なきあと」を見据えた相談員の育成や地域生活支援拠点等の機能充実に向けた市町村への支援を行う。
- ・障がい者雇用アドバイザーによる企業への働きかけの強化など、障がい者雇用の促進及び職場定着の推進を図り、「障がい者雇用率日本一」に向けた支援の充実を図る。
- ・企業等の視点やノウハウの活用により、共同受注センターの販路拡大に向けた取り組みを強化するなど、障がい者の工賃向上のための支援の充実を図る。

3 県民の安全・安心の確保

医師の地域偏在等により医療提供体制の維持が難しい状況にある過疎地域においても、誰もが安心して医療を受けることができるよう、地域の医療機関相互の連携強化や特定診療科対策など総合的な医師確保対策を推進するとともに、無医地区における巡回診療や患者輸送体制の整備などを促進する。

また、様々な自然災害や特殊災害に対応できるよう、自助・共助・公助の理念に基づく総合的な防災力の向上や県土の強靱化の推進に努める。

(1) 地域医療の確保

- ・医師の地域的な偏在等を背景に、地域の医療提供体制の維持が難しい状況が生じていることから、医師の県内定着対策、地域偏在対策、特定診療科対策などの医師確保対策を総合的に推進する。
- ・「治す医療」から、超高齢化社会に見合った「治し、地域で支える医療」への転換を図るとともに、二次医療圏内において切れ目なく必要な医療が提供される地域完結型医療を推進する。

〈現状と問題点〉

- ・本県における医療施設従事医師数（平成30年12月時点）は、人口10万人当たりで275.2人と全国平均の246.7人を上回っているが、55.6%が非過疎地域である大分市、別府市に集中するなど、地域偏在が顕著である。
- ・医師の地域偏在等を背景に、二次救急医療機関やへき地医療拠点病院等、地域の中核的な役割を担う病院においても、医師不足となっている診療科があるなど、地域における医師確保が大きな課題となっている。特に、産婦人科医、小児科医及び精神科医については中部及び東部医療圏への地域偏在が顕著である。
- ・県医療計画の主要事業である5疾病（がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患医療）5事業（救急医療、小児（救急）医療・周産期医療・災害医療・へき地医療）の充実・強化等による安心で質の高い医療サービスの提供が求められている。
- ・国が算定した本県全体の看護職員需要見込数（令和7年見込み）によると、県内の看護職員従事者数（平成30年12月末現在）から、今後さらに1,133人を確保する必要がある。また、看護職員従事者の54.8%が非過疎地域である大分市、別府市に集中するなど、医師と同じく地域偏在が顕著である。
- ・小規模集落の増加など過疎化の進展により、地理的条件、医療資源の状況等によっては訪問診療等の在宅医療が困難な地域もあることから、地域の実情に応じた在宅医療、さらには介護サービスも含めた提供体制を構築していくことが求められている。

〈基本的方向〉

- ・大分大学をはじめ、医師会、市町村、へき地医療拠点病院等と連携し、地域医療を支える医師の確保に努める。
- ・大分大学医学部に設置した地域医療支援センターにおいて、地域医療を担う医師のキャリア形成支援や医師及び医学生への地域医療に関する情報発信・相談支援を行うなど、医師の育成及び県内定着を推進する。
- ・自治医科大学との連携や大分大学医学部地域枠制度の活用により、医師養成段階からの県内定着を図るとともに、研修資金の貸与や診療技術習得のための研修支援制度の活用により、医師が不足している地域や診療科の医師確保対策を推進する。
- ・県内の医療機関や訪問看護ステーション、介護施設等に就職を希望する看護学生に対する修学資金貸与制度の活用により、看護師養成段階からの県内定着を図るなど、看護師の確保及び県内定着を推進する。
- ・女性医師の出産・育児と勤務との両立をサポートする医療機関に対して支援するなど、女性医師が働きやすい環境整備を促進する。
- ・5疾病5事業を中心に、切れ目のない安定的・持続的な医療提供体制を構築するため、医療機関等の機能分化と連携を推進し、受け皿となる地域の病床の確保や在宅医療の充実等を図る。
- ・救急医療・災害医療体制のさらなる充実・強化や国民健康保険の運営の安定化など、生涯を通じて地域で安心して医療サービスを受けられる体制の充実及び強化に努める。
- ・医療情報等ネットワークの構築やオンライン診療などを活用した診療・治療支援等の取り組みを推進する。

(2) 無医地区対策

- ・容易に医療機関を受診できない地域において、医療提供体制を確保するため、地域の医療機関相互の連携強化やへき地医療拠点病院による巡回診療の実施、患者輸送体制の充実など、各種のへき地医療対策を推進する。

〈現状と問題点〉

- ・令和元年10月末現在で、13市町村に39の無医地区があり、そのすべては過疎地域に存在しており、医療資源の地域的な偏在が見られる。
- ・近年、全国的に医師不足が深刻化したことから、地域の医療提供体制の維持が難しくなっており、本県においても地域中核病院の医師が不足するなどの事例が生じている。
- ・そのような状況の中、無医地区等、医療に恵まれない地域の住民に対する適切

な医療の確保は重要な課題である。

- ・無医地区を対象とした巡回診療や市町村が行う患者輸送体制の整備に対する助成などを通じて、へき地医療の確保を図っていく必要がある。

〈基本的方向〉

- ・無医地区等、医療に恵まれない地域の住民に対する医療の充実とへき地医療を担う医師の負担軽減を図るため、救急医療を中心として、へき地医療拠点病院等、地域医療を支える病院相互の連携強化と機能分担を進める。
- ・地域の医療サービスを維持・継続していくため、へき地医療拠点病院やへき地診療所の施設整備並びに設備の充実を図る。
- ・へき地で生活する住民の通院手段を確保するため、市町村等と連携しながら、地域住民の要望や実態に即した患者輸送体制の充実に努めるとともに、離島・へき地での受診機会を確保するため、ICTを活用したオンライン診療の普及を進める。
- ・県内でのドクターヘリの運航や隣県との連携等による迅速な広域救急医療体制の充実を図る。

(3) 特定診療科に係る医師の確保

- ・小児科・産婦人科などの診療科においては、病院での厳しい勤務環境などにより、特に地方で勤務する医師が不足していることから、大学、医師会、市町村等と連携しながら、後期研修医に対する支援など、医師確保対策を推進する。

〈現状と問題点〉

- ・本県の人口10万人当たりの医師数（医療施設従事）は、過疎地域を多く含む医療圏において全国平均を下回っている。
- ・そのうち、特に小児科・産婦人科などの診療科において医師が不足している状況である。

医療施設従事医師の状況

(単位:人)

医療圏	人口10万人当たり医師数		
	医師	小児科	産婦人科
東 部	322.3	163.1	40.4
中 部	313.2	142.9	55.1
南 部	189.8	67.6	29.5
豊 肥	206.9	91.3	27.2
西 部	173.4	46.8	37.8
北 部	198.3	99.0	25.7
県 計	275.2	126.2	44.7
全 国	246.7	112.4	44.6

*医師数、小児科医師数、産婦人科医師数：H30.12.31現在(医師・歯科医師・薬剤師調査)

*人口：H30.10.31現在(小児科は15歳未満人口、産婦人科は15～49歳女子人口で算定)

〈基本的方向〉

- ・医師が不足している地域中核病院等に、小児科・産婦人科を専攻する自治医科大学卒業医師や大分大学医学部の地域卒卒業医師を派遣する。
- ・小児科・産婦人科については、県内の病院や診療所で後期研修を行う医師に対する研修資金の貸与や診療技術修得のための研修支援制度などにより、医師の確保を図る。
- ・小児科・産婦人科の少ない地域では、有床診療所の開設許可等を可能とする本県独自の審査基準を適用するなど、医師確保対策を推進する。

(4) 災害に強い人づくり、地域づくりの推進

- ・南海トラフ巨大地震や洪水、土砂災害などの様々な自然災害に迅速かつ的確に対応できるよう、自助・共助を中心とした地域防災力の向上に努める。

〈現状と問題点〉

- ・今後50年以内に90%の確率で発生が予想される南海トラフ巨大地震(平成31年3月大分県地震被害想定調査：最大死者数20,077人、最大負傷者数5,434人)とともに、近年の異常気象により頻発する洪水や土砂災害等の自然災害に対して、人的被害などを軽減するため、地域が主体となり、地域の特性に応じた事前の備えを強化する必要がある。
- ・地震・津波時における早期避難を実現するためには、県民の防災意識の醸成とともに、避難路・避難場所の整備と実践的な訓練を積み重ねていく必要がある。
- ・洪水や土砂災害などに対しては、住民自らが適切に安全行動を判断し、避難行

動につなげていくことが重要である。

- ・消火、救急、救助業務などに対する住民ニーズの高まりや複雑多様化する災害に的確に対応していくためには、消防力の充実・強化が課題となっている。しかし、過疎化や少子高齢化の進展などにより、消防団員が減少するとともに、現役の消防団員の平均年齢が上昇するなど、地域における消防力の低下が危惧されている。

〈基本的方向〉

- ・様々な災害に対して適切に対応できるよう、防災教育・訓練を実施するとともに、防災情報について幅広く機会を捉えて発信するなど、県民の防災意識の醸成を促進する。
- ・市町村への支援等により、防災士の養成や育成、ネットワーク化などを通じて、自主防災組織の活性化・機能強化等を推進し、地域における防災力の底上げを図るとともに、地域コミュニティの振興やネットワークづくりにもつなげていく。
- ・地震・津波発生時に、住民が迅速かつ安全に避難することができるよう、津波に対する危機意識の維持高揚を図るとともに、避難訓練の定着及び内容の充実を図る。
- ・災害の種別に応じて、避難等のための体制強化などを行うとともに、住民自身による安全行動の普及・啓発を推進する。
- ・大規模災害に対応するため、市町村の区域を越えた広域的な消防相互支援体制の充実・強化を図る。
- ・市町村や事業所などと連携し、地域防災力の中核として「地域密着性、要員動員力、即時対応力」を有する消防団の充実・強化を図る。
- ・高齢者、障がい者などの避難行動要支援者に係る個別避難計画の作成を推進する。

(5) 大規模災害・感染症等への即応力の強化

- ・大規模災害時における救助・救急、救援体制を強化するため、広域防災拠点と受援体制の整備、住民への情報伝達体制の整備、常備消防の充実等に取り組む。
- ・感染症の発生予防やまん延防止のため、効果的な情報提供や感染拡大防止対策等の強化を推進する。

〈現状と問題点〉

- ・南海トラフ巨大地震や豪雨災害などの大規模災害時において、ヘリなどによる救助活動や医療活動、支援物資の調達及び輸送活動などの広域的な応援を迅速かつ効率的に受け入れる体制を整備していく必要がある。

- ・住民の避難行動の判断に必要となる河川水位や土砂災害危険度などの防災情報を住民へ迅速かつ確実に伝達する体制を整備する必要がある。
- ・新型コロナウイルス感染症はもとより、国内では結核や腸管出血性大腸菌感染症（O157）、海外ではエボラ出血熱、MERSなど新興感染症も依然として発生している。さらに、高病原性鳥インフルエンザや豚熱などの家畜伝染病も国内や近隣アジア諸国で断続的に発生しており、そうした感染症に対する発生予防や拡大防止の徹底、防疫体制の強化が求められている。

〈基本的方向〉

- ・南海トラフ巨大地震や豪雨災害による甚大な被害に対して、人命救助のために重要な「72時間」を考慮し、消防や警察、自衛隊、医療機関などの関係機関と連携した救助・救援体制を充実・強化する。
- ・救助・救援、孤立集落の支援など迅速かつ的確な災害応急対応を実施するため、市町村と連携して防災情報の収集、伝達体制の充実・強化を図る。
- ・近隣にある原子力発電所の過酷事故による原子力災害に対して、地域防災計画（事故等災害対策編）に基づき、立地県や関係機関と連携して原子力災害対策重点区域に準じた防災対策を推進する。
- ・感染症の発生予防やまん延防止のため、新型インフルエンザ等対策行動計画に基づいて対策を実施するとともに、発生動向の収集・分析と県民や医療機関へのより迅速で効果的な情報提供、ワクチン接種の推進、医療提供体制の強化に努める。
- ・新型コロナウイルス感染症対策のため、積極的疫学調査の徹底による感染の早期封じ込めや医療提供体制の確保に取り組むとともに、市町村と緊密に連携してワクチン接種体制を構築し、希望する県民一人ひとりが円滑にワクチンを接種できるよう取り組む。

（6）県民の命と暮らしを守る県土の強靱化の推進

- ・近年の異常気象に伴い頻発・激甚化している様々な自然災害や今後発生が予想される南海トラフ巨大地震に備え、ハード対策とソフト対策を組み合わせた総合的な防災・減災対策を推進する。

〈現状と問題点〉

- ・ここ30年で「1時間あたり50mmを超える激しい雨」が1.4倍に増加するなど、地球温暖化による気候変動の影響で、異常気象といわれる極端な気象現象の頻発化や洪水・土砂崩壊による自然災害の激甚化が懸念されている。
- ・県内では、平成24年、平成29年の九州北部豪雨や平成30年7月豪雨、令

和2年7月豪雨において、河川の氾濫や大規模な土砂災害等により尊い人命や財産が奪われ、地域の暮らしや経済活動に多大な被害をもたらした。

・頻発・激甚化している水害や土砂災害から県民の命と暮らしを守り、本県の経済社会活動を将来にわたって持続的に発展させるためには、過去の経験から想定される対策に加えて、今後起こりうる豪雨等の気象現象にも対応できる抜本的な治水対策等の取り組みが急務である。

・東日本大震災をはじめ、平成28年熊本地震、平成30年北海道胆振東部地震など数十年に一度と言われる大規模な地震が全国各地で多発しており、切迫する南海トラフ巨大地震においては、国難ともいえるべき甚大な被害の発生が沿岸部を中心に危惧されており、ソフト・ハードを含めた地震・津波への防災・減災対策を早急に進める必要がある。

〈基本的方向〉

・頻発・激甚化している台風や豪雨、地震や津波など様々な自然災害に備え、抜本的な治水対策の要となるダムの整備や河川改修、砂防・治山ダム等による土砂災害対策、橋梁・建築物の耐震化や護岸堤防の補強などの事前防災型ハード対策と、迅速な避難を促す防災情報の発信強化などのソフト対策を組み合わせた総合的な防災・減災対策を推進する。

・強靱な県土づくりを持続的に進めるため、「大分県地域強靱化計画」に基づく各施策の取り組み強化と着実なフォローアップなどの進捗管理を実施する。

・国の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を積極的に活用し、上記取り組みを計画的に推進する。

4 多様な主体による地域社会の再構築

少子高齢化や核家族化の進展等に伴い、人間関係が希薄化し、コミュニティ機能の低下が見られることから、多世代交流や住民相互の支え合い活動を推進し、誰もがともに支え合い、人と人とのつながりを感じながら安心して暮らすことのできる地域共生社会の実現を図る。

また、少子高齢化に伴う集落機能の低下を補うために小規模集落対策を推進するとともに、集落同士が機能を補い合うネットワーク・コミュニティの構築を専門家の派遣等の取り組みにより加速する。

(1) 人と人とのつながりを実感できる地域共生社会の実現

- ・子どもから高齢者まで、誰もがともに支え合い、人と人とのつながりを感じ安心して暮らせる地域共生社会の実現を目指す。
- ・年齢や性別、障がいの有無等にかかわらず、すべての人が自らの意思で自由に行動し、あらゆる分野の活動に参加することができるように、ハード及びソフト面の様々なバリアが取り除かれた「ユニバーサルデザインによるまちづくり」を推進する。

〈現状と問題点〉

- ・一人暮らしの高齢者や子育て家庭、ひきこもり等の支援を要する方々が年々増加するとともに、いわゆるダブルケアや8050問題と言われる問題などの複合的な課題も生じている。
- ・こうした地域課題の解決を図るには、高齢化が進展している過疎地域ほど、支え手・受け手という関係を越えて、住民や多様な主体が参画し、誰もがともに支え合う地域共生社会を実現することが求められている。
- ・高齢化の進展等により、日常生活や社会生活の中で様々なバリアを感じる人が今後増えていくことが予想されている。そうした中、年齢や性別、障がいの有無にかかわらず、すべての人が住み慣れた地域で個人として尊重され、安心して生活することができるよう、県民や事業者のユニバーサルデザインへの理解・実践のさらなる推進が求められている。

〈基本的方向〉

- ・地域子育て支援拠点や子ども食堂、高齢者サロンなどにおける多世代交流活動の推進や生活のちょっとした困りごとを住民相互で支え合う住民参加型福祉サービスの推進、様々な理由で社会とのつながりに困難を抱える当事者・家族が利用できる「居場所」の充実など、多様な地域資源の活用を通じた地域共生社会の実現を目指す。

- ・建築物や公共施設の建設などのハード面と、思いやりの心を醸成する啓発活動などのソフト面の両面においてユニバーサルデザインの推進に取り組む。

(2) 未来を担うNPOの育成と協働の推進

- ・NPO活動の活性化及び持続的発展のため、人材育成や活動資金の確保、事業実施能力を高めるための支援を充実するとともに、NPO、企業、行政などをつなぎ、互いの連携を図るための環境づくりに取り組む。
- ・NPO活動や協働事例などの情報提供を充実することにより、県民の理解を深め、活動への参加と協力を促進する。

〈現状と問題点〉

- ・人口減少社会の進展や県民ニーズ、価値観の多様化、地域コミュニティ機能の低下などにより、福祉、環境、被災者支援などの様々な分野でNPO・ボランティアの活躍が期待されており、自立的活動基盤の強化を図る必要がある。
- ・県内各地域において、NPO、社会福祉協議会、企業、行政などが協働・連携し、地域課題の解決に向けて取り組んでおり、今後も多様な主体が地域社会の課題を共有し、それぞれの強みや特性を生かして協働することが重要である。

〈基本的方向〉

- ・おおいたボランティア・NPOセンター等による研修・講座の充実や社会福祉協議会との連携による災害ボランティアセンターの運営人材の育成等により、NPO・ボランティアの育成・活動支援に取り組む。
- ・地域課題の解決に取り組むNPO活動応援事業などを通じて、協働に向けた支え合いの仕組みづくりを構築する。
- ・おおいたNPO情報バンク「おんぼ」を活用した協働事例の発信等を行い、NPO活動や協働の県民理解・参加の促進を図る。

(3) ネットワーク・コミュニティの構築

- ・住み慣れた地域に住み続けたいという住民の思いを叶えるため、各集落の課題を把握し、課題に応じた支援を行うとともに、小規模集落になる前の早い段階で活動に取り組めるよう地域住民を支援する。
- ・地域の課題解決には、地域が自ら考え、計画的に取り組むことが重要であるため、地域住民や市町村と連携して自立・持続型ネットワーク・コミュニティの構築に努める。
- ・移住した定住人口でもなく、観光に来られた交流人口でもない、地域と多様にかかわる地域外の人々（関係人口）を交えた地域づくりに取り組む。

- ・公共交通を維持するため、バス乗務員の確保、運行便数や経路の適正化、地域の様々な団体との協働による移動手段の確保等、地域の実情に応じた取り組みを進める。
- ・地域と地域を結ぶネットワーク・コミュニティの形成を支える道づくりを推進する。

〈現状と問題点〉

- ・令和2年度末時点で県内の集落の3分の1が小規模集落となっており、住み慣れた地域に住み続けるために必要な買い物や見守りなどの課題を抱える集落が増加傾向にある。
- ・地域を支える主体は地域コミュニティ組織や社会福祉協議会、住民有償サービスなど様々な形態があり、集落の大部分はカバーされているものの、単独の集落では取り組むことが難しい場合も多く、複数の集落で支え合うネットワーク・コミュニティの取り組みが重要となる。
- ・所有者の管理が不十分で放置された空き家等は、今後も増加することが懸念されており、倒壊や火災の危険性、環境や景観に与える影響などの課題がある。
- ・公共交通の利用者の減少が続き、過疎地域等におけるバス路線の廃止や減便、離島航路や鉄道の見直しなど公共交通サービスの低下が進んでいる。
- ・中山間地域等の集落では高齢者の移動手段の確保や災害時の孤立などの課題があり、その解消が急務となっている。
- ・山間部や海岸部等の集落を結ぶ道路は脆弱であり、災害時には土砂崩れにより集落が孤立するおそれがある。

〈基本的方向〉

- ・住民参加型福祉サービスや交流サロンなど地域の賑わいの場づくり、移動販売などの買い物に対する支援を通じて小規模集落対策を推進する。
- ・社会福祉法人、NPOなど多様な担い手と連携し、地域を支える主体づくりを推進するとともに、中間支援組織による支援や活動拠点の整備などを通じてネットワーク・コミュニティの構築を図る。
- ・地域おこし協力隊やふるさとワーキングホリデーなどにより関係人口の創出を図る。
- ・空き家の適正管理や相続の問題に関してワンストップ相談体制の充実や地域活動などでの利活用を促進する。
- ・市町村等と協働で行う地域公共交通計画等の策定によるバス路線の確保・維持を図るほか、先端技術を活用した新たな交通手段について導入を検討する。
- ・地域間の連携・交流を支え、集落の孤立化を未然に防ぐ道路整備を推進する。

5 恵まれた環境の未来への継承

豊かな自然に恵まれた過疎地域において、その天然資源を活用した新たなエコエネルギーの導入促進等による脱炭素社会の構築を図るとともに、豊かな天然自然の恵みを守り、これを将来に継承するための環境に配慮した社会づくりを推進する。

また、生活衛生の向上を図る水道施設や生活環境の改善と公共用水域の水質保全を図るための生活排水処理施設の整備を進める。

(1) 循環型共生社会の構築

- ・これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済システムやライフスタイルから転換し、廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）（以下、「3R」という。）等に、県民、行政、事業者が一体となって取り組み、環境への負荷の少ない循環を基調とする社会システムの構築を促進する。
- ・良好な大気・水環境の維持・向上に努め、環境基準達成率の向上を図る。
- ・あらゆる主体が河川・海岸保全活動に取り組む県民総参加の運動となるよう、流域・沿岸住民が主体的に行う水環境保全活動を積極的に支援する。

〈現状と問題点〉

- ・廃棄物処理に対する社会全体の関心が高まる中、産業廃棄物の排出は依然高水準で推移していることから、排出抑制やリサイクル促進のための新しい経済的手法が必要となっている。
- ・県民の健康で住み良い生活環境を確保するため、廃棄物処理対策は重要な課題となっており、市町村間の連携と協力のもと広域的な処理体制の確立を図る必要がある。
- ・市町村においては、一般廃棄物の不法投棄対策の強化を図る必要がある。
- ・県内の大気環境及び水環境は、概ね良好な状態で推移している。しかし、PM2.5など環境基準を達成できていない項目や環境基準を達成していない河川や海域があり、事業所等に対する監視指導や生活排水対策などを推進する必要がある。
- ・県民が親しみを感じることができる豊かな水環境をつくることが重要であり、流域住民が主体となって県内全域で河川保全活動に取り組む必要がある。

〈基本的方向〉

- ・従来の市町村、事業者、県民等への働きかけに加え、NPO、市民団体等の民間活力の活用を図りながら、「大分県廃棄物処理計画」に基づき、地域社会が一体となって廃棄物の種類ごとに3Rの原則に沿った減量化・再資源化を推進

する。（例えば、地区住民・ボランティア等が行うごみの減量化やリサイクル活動に対する取り組みに対して支援を行うなど）

- ・リサイクル製品の認定制度や平成17年度から導入している産業廃棄物税の税収も活用しながら、産業廃棄物の排出抑制及び減量化・再資源化を進めるとともに、地域住民の不安を解消するため、排出事業者、処理業者に対する監視・指導を強化する。また、廃棄物を適正に処理するための啓発活動を引き続き実施し、不法投棄・不適正処理の防止に努める。

- ・産業廃棄物の適正処理を図るため、市町村職員に対し県職員併任制度を設け、産廃処理業者への立入検査権等を付与するなど、県と市町村との連携を強化する。

- ・災害廃棄物の迅速な処理体制を構築するため、関係団体・市町村職員に対して人材の育成支援や知識・ノウハウの共有を図る。

- ・過疎地域等における産廃処理施設の周辺住民に対し、利便性回復のための環境整備対策を行う市町村等に対して支援する。

- ・PM2.5発生寄与率を把握するため、成分分析の実施と発生源対策に努める。

- ・河川の上流から下流、そして海岸へと展開する環境美化活動を推進するなど、海岸ごみの発生抑止対策を強化する。

（2）豊かな自然との共生と快適な地域環境の創造

- ・本県の有する豊かな自然や生物多様性は県民共通の財産であり、その恵みを将来にわたり享受していくため、県民全体で保護・保全していく体制づくりを推進する。

- ・県では2050年温室効果ガス排出実質ゼロを表明しており、温室効果ガスの排出削減対策の推進やエコエネルギーの導入・利用促進、森林吸収源対策の推進といった緩和策の取り組みにより脱炭素社会の実現を目指す。

〈現状と問題点〉

- ・本県は緑豊かな山野、清らかな河川、変化に富んだ海岸線など豊かな自然に恵まれ、県土面積の約28%が自然公園に指定（全国平均の約2倍）されており、このような自然を将来に継承できるよう、自然共生の社会づくりを進める必要がある。

- ・多くの野生動植物が生息・生育の場を失うなど生物多様性の危機が進展し、生物多様性の保全が県のみならず国家レベルの課題となっている。

- ・豊かな自然と人との共生が評価された祖母・傾・大崩ユネスコエコパークの登録、国東半島宇佐地域世界農業遺産の取り組みなど、本県の豊かな地域資源を見つめ直す機運が醸成されており、これらの地域資源を活用した地域振興が期待さ

れている。

- ・「おおいたうつくし作戦」は、地域で環境課題の解決に取り組む「おおいたうつくし推進隊」の活動などを通じて浸透してきているが、地域や年代別の偏りが生じている。

- ・公園・広場の整備は、これまでも計画的に進められてきたが、その整備水準は、目標値となる1人当たり都市公園面積を下回っており、コミュニティ活動やスポーツ・レクリエーション活動など多様な地域住民のニーズに対応した公園・広場の整備が求められている。

〈基本的方向〉

- ・生物多様性の価値と保全活動に関する県民意識の高揚や保全活動への積極的な参加の促進等、生物多様性に関する世界目標を踏まえた取り組みを進める。

- ・希少野生動植物の保護をはじめ、多様な生物の生息・生育地として重要な森林や河川、干潟など豊かな生態系の保全を図る。

- ・ユネスコエコパーク、日本ジオパーク、阿蘇くじゅう国立公園、世界農業遺産などの地域資源を活用した地域振興を推進する。

- ・「大分県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に基づく緩和策として、家庭部門においては九州7県連携によるアプリの普及・啓発、業務部門においては事業所向け省エネ診断の実施、運輸部門においてはエコドライブの啓発等に、県民、事業者、県が一体となって取り組む。

- ・九州唯一のコンビナートから発生する副生水素の利用等、水素エネルギーの活用を推進する。

- ・「おおいたうつくし作戦」の地域の牽引役である「おおいたうつくし推進隊」などの活動の活性化と参加者の拡大を図る。

- ・環境教育アドバイザーの派遣や幼児向け環境劇の巡回講演の実施など、あらゆる世代を対象に様々な場所での環境教育の推進を図る。

- ・自然環境や景観等へ配慮した公共施設の整備を推進するとともに、自然とふれあう都市公園の充実を図る。

（3）水道等の整備

- ・水道は、地域住民の日常生活に直結し、健康で文化的な生活に不可欠な施設である。施設の計画的な整備と適正な管理により、安心して飲めるおいしい水を豊富に供給し、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与することを目指す。

〈現状と問題点〉

- ・本県の水道普及率は、令和元年度末で92.2%と全国平均の98.1%に比

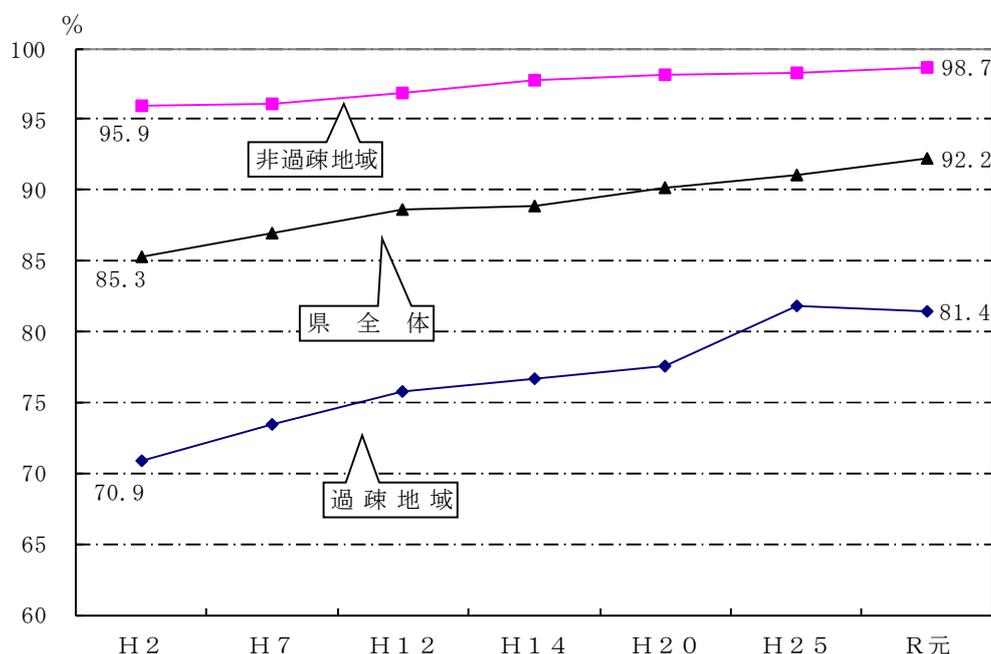
べて低い水準にある。特に過疎地域は81.4%と非過疎地域の98.7%に比べてひときわ低い状況にある。これは、過疎地域には地形が複雑な場所が多く存在し、集落が点在しているなどの地理的条件により、水道施設の整備が困難であることや小規模な水道、井戸・湧水等で生活用水が確保されている地域が多いことなどが原因と考えられる。

- ・市町村が経営する水道事業においては、給水人口の減少による給水収益の悪化や老朽化施設の増加なども課題となっており、安定的な給水を維持するためには施設の老朽化・耐震化に対する計画的な整備が必要である。

〈基本的方向〉

- ・水道の普及地域においては、施設の更新計画の整備やアセットマネジメントの推進等を図り、水道の基盤強化に取り組む市町村を支援する。
- ・水道の未普及地域においては、小規模な水道や井戸・湧水等の整備、維持管理について市町村を支援し、安全な生活用水の確保を推進する。

図表：水道普及率の推移



出典：大分県の水道（令和元年度）

（４）生活排水処理施設の整備

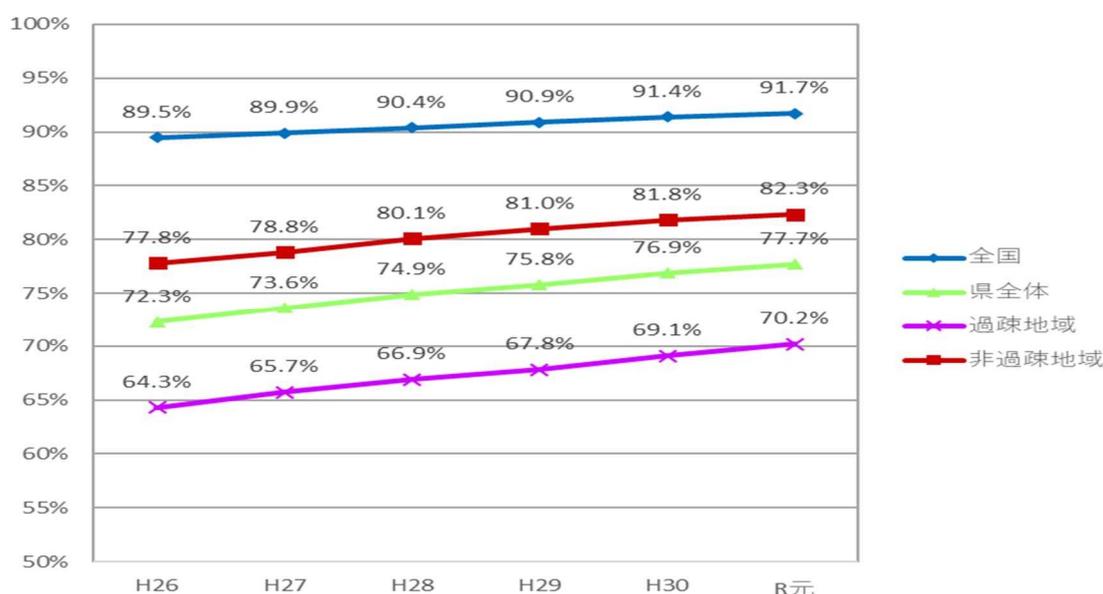
- ・生活排水処理施設は、生活環境の改善と公共用水域の水質保全を目的とした重要な社会生活基盤であり、その整備を重点的に進めるとともに、公共下水道及び

農業・漁業集落排水施設等の集合処理地域での整備済み区域内における家庭等から下水道管への未接続箇所解消への取り組み、公共用水域の水質保全を目的とした啓発活動を市町村と連携して取り組む。

〈現状と問題点〉

- ・本県の汚水処理人口普及率は、令和元年度末において77.7%と全国平均の91.7%に比べて低い水準にあり、中でも過疎地域は70.2%と非過疎地域の82.3%に比べてかなり低い状況にある。

図表：汚水処理人口普及率の推移



出典：令和元年度末の「汚水処理人口普及状況」（R2.9 国土交通省、農林水産省、環境省）

〈基本的方向〉

- ・市町村の意向を十分に踏まえて、地域の実情に応じた効率的かつ適正な整備手法を検討し作成した「大分県生活排水処理施設整備構想2015」（平成28年3月策定）に基づき、計画的に生活排水処理施設の整備を推進する。
- ・公共下水道、農業・漁業集落排水施設等の集合処理と合併処理浄化槽の個別処理との役割分担により、それぞれの利点を生かした整備を促進する。
- ・下水道事業、農業・漁業集落排水施設整備事業及び浄化槽市町村整備推進事業においては、施設整備に係る地方債の償還を確保するための基金の積立財源として、目標とする生活排水処理率に応じた県費助成を行うことで事業を促進する。
- ・下水道処理施設等においては、ストックマネジメント計画の策定により、事後的な維持管理から予防保全的な維持管理への転換を推進する。

・下水道事業において厳しさを増す経営環境に対処するため、市町村と連携し「広域化・共同化計画」を策定・実行し、持続可能な事業運営に努める。

(5) 再生可能エネルギーの利用の推進

- ・脱炭素社会の実現のため、地域の自然や産業の特色を生かした再生可能エネルギーの導入・利用を促進する。
- ・温室効果ガスを排出しないエネルギーを利用した過疎地域等の振興及び地球温暖化の防止を図り、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を目指す。

〈現状と問題点〉

- ・再生可能エネルギーは、自然豊かな地域に偏在する地域固有の資源として、過疎地域に新たな収入源をもたらす可能性を有する。本県は日本一の発電規模や源泉数・湧出量を誇る地熱・温泉熱や豊富な森林資源を生かしたバイオマスなど、多様かつ豊富なエネルギー資源を有しており、さらなる導入が期待される。
- ・一方で、再生可能エネルギーの導入拡大に伴い、自然環境や景観、生活環境との調和を懸念する事態も発生する可能性がある。そこで、施設等の建設にあたっては、国や地元自治体との連携や地域住民との合意形成を図るとともに、環境影響評価法などの遵守を徹底しながら慎重に進めていく必要がある。

〈基本的方向〉

- ・再生可能エネルギーという本県の自然の恵みを、産業振興や地域振興へとつなげていく。
- ・自然環境や景観、生活環境との調和の重要性を認識しつつ、地域との関係構築や安全確保を前提とした再生可能エネルギーの導入を図る。
- ・自然環境や地域住民の生活環境などへの影響が考えられる大規模施設等の建設にあたっては、景観法や森林法等の遵守に関して事業者への徹底を図る。
- ・立地選定の段階から事業者に対して県内の環境情報の提供を行うことで事業者自らが環境に配慮する機運を醸成する。

6 移住・定住の促進

国は第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、将来にわたって「活力ある地域社会」の実現と、「東京圏への一極集中」の是正を目指すこととしており、2024年度までに地方と東京圏との転入・転出を均衡させることを目標に掲げている。

(1) 移住・定住のための環境整備とU I Jターンの促進

- ・子育て世代や若い女性の移住促進を図るため、大分の子育て環境など生活の質（QOL）の高さについて情報発信を強化するとともに、市町村と連携した取り組みを推進する。
- ・地域にある資源を活用し、地域に人を呼び仕事をつくることで活力を生み出す好循環を創出する取り組みを推進する。
- ・地域や人とのつながりづくりを通じた、関係人口の創出を推進する。
- ・県内就職の取り組みを大学、経済界、行政が一体となって推進する。

〈現状と問題点〉

- ・本県の令和2年の転出超過は2,783人で特に若年層の転出が顕著であり、20～24歳の層では2,320人となっており、全体の約8割を占めている。これは主に県内大学卒業者の約7割が県外で就職するとともに、県外大学に進学した県出身者の大半がそのまま県外で就職していることが原因と考えられ、その対策を図ることが必要となっている。
- ・国も東京圏への一極集中の是正を図り、地方へのU I Jターンによる起業・就業支援のための施策を実施しており、移住者のニーズを踏まえ、具体的なターゲットを設定した取り組みを実施していくことが重要である。
- ・若者世帯から高齢者世帯まで多様な家族構成に対応できる住まいが求められている。

〈基本的方向〉

- ・大学生等の若者の県内就職を支援するとともに、地域の居住環境や魅力の情報発信の強化、移住の受け皿となる仕事づくりなど、U I Jターンの促進に取り組む。
- ・都市圏での移住コンシェルジュ等の配置や東京・大阪・福岡で定期的開催する移住相談会など情報発信・相談体制の充実を図る。
- ・福岡に設置した交流拠点（dot.）を利用する女性・若者、首都圏の若者や子育て世代などエリアごとの傾向を踏まえた移住フェアを開催するなど、U I Jターン促進策を実施する。

- ・移住・交流ポータルサイト、SNSなどで先輩移住者の大分暮らしの様子や子育て環境の良さ、生活のしやすさなどをわかりやすく発信する。
- ・空き家を含めた住宅取得や家賃の補助など、市町村と連携した移住者向けインセンティブの充実を図る。
- ・若者等の定住の促進を図るため、豊かな自然環境や広い敷地等の地域特性を生かしながら、新しいライフスタイルに合った間取り、設備等を有する良質な住宅の供給を促進する。

Ⅲ いきいきと働き輝く活力あふれる地域づくり 「活力」

県土の約85%を占める過疎地域においては、集落機能の維持・向上や防災・減災対策等を図るためにも農林水産業の活性化が重要である。このため、米から高収益な園芸品目への転換など農林水産業の構造改革をさらに加速するとともに、マーケットインの商品(もの)づくりや産地を牽引する担い手の確保・育成を進めることにより、挑戦と努力が報われる農林水産業の実現を図る。

また、企業誘致や中小企業の育成をはじめとする商工業の振興を図り、雇用の場を確保し地域経済の活性化に努めることにより、地域の努力が報われる活力ある地域づくりを推進する。

さらに、地域資源や歴史・文化・地理、地質などの地域の特徴を活用した新たな取り組みや芸術文化の創造性を生かした地域づくりなどを支援するとともに、地域の担い手となる人材の確保・育成、空き家の利活用などにより、魅力的な地域づくりを推進する。

1 挑戦と努力が報われる農林水産業の実現

グローバル化の進展や労働力不足の顕在化、先端技術の発展などの情勢変化に対応するため、構造改革をさらに加速するとともに、マーケットインの商品づくりや産地を牽引する担い手の確保・育成等を進め、挑戦と努力が報われる農林水産業の実現を図る。

また、安心して暮らしていける魅力ある農山漁村づくりを推進する。

(1) 農業の振興

・マーケットインの発想のもと、安全で品質の高い農産物を安定的に生産する農業の実現に取り組む。

〈現状と問題点〉

- ・本格的な人口減少社会の到来や国内市場の縮小、米の生産調整の廃止をはじめとする国の政策転換など、農業を取り巻く情勢は大きく変化しようとしている。
- ・米の消費量が年々減少していく中、これまでの米に偏った農業から脱却し、高収益な園芸品目等を中心とした生産構造への転換が必要である。
- ・生産規模の拡大や作業の省力化、生産性・品質の向上などを実現するためには、先端技術の積極的な導入が必要である。
- ・TPPや日米貿易協定の発効など、成長する海外市場を見据え、輸出を拡大する動きが加速している。一方、国内ではライフスタイルの変化等により、中食^{*2}や外食などのマーケットが拡大している。

*2 中食

市販の弁当や惣菜のような家庭外で調理・加工されたものを家庭や職場などに持ち帰って、そのまま食べられる日持ちのしない食品

- ・国内消費の縮小による産地間競争の激化が予想される中、大ロット・安定供給などのマーケットニーズに適切に対応していくことが重要である。
- ・農業を将来にわたり持続的に発展させ、農村を継承していくためには、産地を牽引する担い手を確保・育成していくことが必要である。
- ・農業や農村を活性化していくためには、女性の活躍が今後ますます重要となってくる。
- ・農村は国土保全や水源のかん養などの多面的な機能を有し、豊かな自然や食文化などを育てているが、高齢化や過疎化の進展により生産・生活基盤の維持管理等の集落機能が今まで以上に低下していくことが懸念されている。

〈基本的方向〉

- ・グローバル化の進展や労働力不足の顕在化、先端技術の発展などの情勢変化に対応するため、先駆的な経営体の育成や新たな担い手の確保、成長する海外市場をターゲットにした輸出拡大、新たな価値を創出する6次産業化など構造改革の取り組みを加速する。
- ・農業者の所得向上に向けて、水田の畑地化による米から高収益な園芸品目等への生産転換を加速するとともに、大規模園芸産地づくりに向けた農地の整備や流通・販売対策などを強化する。
- ・モニタリングシステム等の先端技術について、現場での実装を進める。
- ・変化するマーケットに対応できる流通・販売体制の構築や消費者の多様なニーズに対応した商品づくりなど、競争力のある「The・おおいた」ブランドの確立に取り組む。
- ・地域の核となる若手リーダーの育成や女性の経営参画・起業を進めるとともに、移住者などのアクティブシニア層の活躍による農村の活性化を図る。また、生産者が安心して園芸品目の導入を進められるよう、初期投資や転換によるリスクの軽減などに向けた様々な支援を行う。
- ・日本型直接支払制度^{*3}を活用し、ほ場・水利施設・農道などの生産・生活環境基盤の整備や農業用ため池の計画的な改修などを進めるほか、住民参加型の地域共同活動の促進等による集落機能の維持・向上に取り組む。

(2) 林業の振興

- ・森林管理の効率化や林業・木材産業の生産性向上を図ることで、持続可能な資源循環型林業の実現に取り組む。

*3 日本型直接支払制度

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律に基づき、農業の多面的機能の維持・発揮のための地域活動や営農活動に対して支援する制度

〈現状と問題点〉

- ・人工林の約6割が利用期を迎える中、素材生産量は増加傾向にあり、合板や木質バイオマス発電用など木材需要は多様化している。また、将来の木材の安定供給に向け、大径材（丸太で最小径が30cm以上のもの）の活用が課題となっている。
- ・木材生産の効率化に向け、施業の集約化や高性能林業機械の導入等を推進しているところであるが、諸外国に比べると生産性は依然として低い状態が続いている。
- ・人口減少や高齢化が進む中、経営力のある担い手を確保・育成し、主伐・再造林を計画的に実施できる体制を構築する必要がある。
- ・質・量ともに日本一を誇る乾しいたけは本県を代表するブランド品であり、中山間地域を多く有する過疎地域の貴重な収入源であるが、生産者の高齢化に加え、近年では家庭消費量が減少し、価格も低下していることから生産量が減少している。
- ・イノシシやシカなどの野生鳥獣による被害額は以前と比べ減少傾向にあるが、依然として生産活動の支障となっている。

〈基本的方向〉

- ・多様化する木材需要に対応するため、木材加工体制の強化や木材流通の合理化を進める。また、製材品の品質の高度化や均一化等を進めるとともに、大規模木造施設や土木工事資材など住宅以外の需要拡大や海外への輸出を促進する。
- ・林業従事者、事業者、森林所有者の所得向上を図るため、施業の集約化を加速するとともに、高性能林業機械の導入や林道・林業専用道などの路網整備等を進めることで、主伐生産性の向上や造林・育林コストの低減などに取り組む。
- ・高い素材生産力（素材生産量10,000m³/年以上）と再造林の実行体制を有する中核林業経営体を育成する。併せて、作業の機械化や雇用条件の改善等を進め、若者に魅力ある就業形態を構築する。
- ・乾しいたけ生産の省力化・効率化を進めるとともに、新規就業者や中核的生産者の確保・育成により生産量の回復を図る。また、うま味や機能性等を打ち出した乾しいたけのブランド「うまみだけ」のPR展開により、家庭消費量の回復・増加を図るほか、生産量の維持・拡大に向けた対策を強化する。
- ・野生鳥獣による被害額のさらなる削減を図るため、①集落環境対策、②予防対策、③捕獲対策、④獣肉利活用対策を効果的に実施する。

(3) 水産業の振興

- ・資源管理の徹底による持続可能な海面漁業と競争力のある養殖業の実現に取り組む。

〈現状と問題点〉

- ・海面漁業の生産量は低位な状況にあるため、資源管理計画の策定と確実な実践、種苗放流への支援を実施し、水産資源の回復を図る必要がある。
- ・海面養殖業はブリ類が大半を占め、生産量、生産額ともに近年増加傾向にあるが、魚価の変動や飼料価格の高騰などにより不安定な経営を強いられている。
- ・水産物の消費が減少する中、産地間競争は激しさを増しており、生産性の向上などによる養殖業の競争力強化が必要である。
- ・養殖ブリ類では従来的一本ものからフィレ加工品等への転換が進むなど、マーケットが求める商品形態が変化している。
- ・担い手の高齢化が進んでおり、新規就業者の確保や優れた経営感覚を持ったリーダーの確保・育成が必要である。
- ・干潟やリアス式海岸などの変化に富んだ地形や豊富な湧水などの特性を生かした多様な漁業が各地域で営まれているが、藻場の減少など漁場環境の悪化が問題となっている。
- ・内水面漁業においては、外来魚やカワウによる漁業被害などが大きな問題となっており、資源の回復や水域環境の再生への取り組みが求められている。
- ・高い確率で発生が予測されている南海トラフ巨大地震による被害を軽減するため、漁港施設等に対する災害への備えが必要である。

〈基本的方向〉

- ・水産資源の回復に向けて漁業可能量（TAC）等による管理を拡大強化するとともに、種苗放流と資源管理の一体的な取り組みにより安定した海面漁業の実現を図る。
- ・養殖業の生産拡大に向け、優れた養殖技術の導入や高品質化、海面の有効利用などを戦略的に進める。
- ・国内外のマーケットニーズに対応した加工・流通体制の整備を進め、県産魚の販売力を強化する。
- ・県内各地での二枚貝養殖や海藻養殖、豊後水道域でのクロマグロ養殖、内陸部でのドジョウ養殖など、地域の特性に応じた養殖業を推進する。
- ・業務用や加工用など実需者ニーズに対応した商品づくりを進めるとともに、原魚の供給や品質の均一化など産地が一体となった加工体制を構築する。
- ・漁業学校制度の活用等による新規就業者の確保・育成を図るとともに、経営感

覚に優れ資源管理や漁場の適正利用に意識の高い認定漁業士の育成を進める。

- ・藻場などの増殖場や魚礁の設置により漁場造成を行うとともに、海底の堆積物を除去・耕うんすることにより漁場環境の改善を図るなど、漁場の基礎生産力の向上に取り組む。

- ・内水面においては、外来魚やカワウによる漁業被害の低減を図るとともに、増殖技術の開発・普及により、内水面の水産資源の回復を図る。

- ・生産や流通の拠点となる漁港等において防波堤や岸壁の補強対策の推進や漁港における放置艇の解消を行い、プレジャーボート等の係留保管の適正管理に取り組む。

2 活力と変革を創出する産業の振興

県内各地に存在する食品産業やエネルギー、自動車、医療等の関連産業を支援するとともに、戦略的・効果的な企業誘致により地域の活性化を図る。

また、地域における創業の促進や中小企業の経営支援、先端技術を活用した地域課題の解決や新ビジネスの創出に取り組むとともに、商店街をはじめとする地域商業の活性化を図る。

(1) チャレンジする中小企業と創業の支援

- ・過疎地域においても創業の裾野拡大や成長志向の起業家への支援、創業エコシステムの構築などにより産業を活性化するベンチャー企業の発掘と育成を図る。
- ・経営環境を先読みした経営革新、災害等の発生を想定した事業継続計画の策定などへの取り組みを支援する。
- ・社会経済情勢や自然災害、新型コロナウイルス感染症等の流行など経営環境の変化に対して、県内中小企業の経営基盤の安定を図るため、円滑な資金供給に取り組む。
- ・クリエイティブ人材と県内企業の協働による高付加価値製品・サービスの開発や販路拡大を進めることにより、本県の特性と創造性を生かした産業の活性化を図る。

〈現状と問題点〉

- ・過疎地域においては特に、新たなビジネスや雇用の場を生み、また多様な生き方の受け皿となり、地域経済を活性化するエンジンとなり得る創業を促進する必要がある。
- ・先端技術の普及や少子高齢化・人口減少による国内需要の変容、消費者ニーズの変化等により、中小企業・小規模事業者の経営環境は大きく変化しており、経営者の意識改革を図り、経営革新などにより、新市場や成長分野へのチャレンジを促すことが重要となっている。また、地域経済を牽引する企業の創出により、地域雇用や産業活力を生み出すことも求められている。
- ・経営者の高齢化等により、休廃業・解散の増加が懸念されており、事業を次の世代につなぐため、円滑な事業承継の促進が喫緊の課題となっている。
- ・クリエイターやデザイナーなどの創造性を活用する動きが加速化しており、創造的な発想を生かした産業の活性化により、地域経済の持続的発展につなげる必要がある。
- ・新型コロナウイルス感染症の拡大により落ち込んだ社会経済を緊急的に再活性化させるため、事業の継続を下支えすることが求められている。

〈基本的方向〉

- ・おおいたスタートアップセンターを中心とした関係機関と連携した創業の裾野拡大、女性や留学生の創業環境の整備等により起業を促進する。
- ・全国からビジネスプランを公募し、優秀なプランの顕彰や県内での事業化を支援する。
- ・中小企業の経営力を向上させる経営革新計画の作成や売上げ拡大に向けた商品の改良、販路開拓等の取り組みを商工団体などの関係支援機関と連携し、伴走型で支援することで成長分野や新市場へのチャレンジを促進する。
- ・県経済への波及効果を生む地域牽引企業の創出に取り組み、地域雇用や産業活力を生み出していく。
- ・中小企業支援ネットワークや中小企業再生支援ファンドを通じた中小企業の経営改善・事業再生への取り組みの促進や事業承継・引継ぎ支援センターと連携した円滑な事業承継の支援に取り組み。
- ・県内のクリエイティブ（創造的な発想を生かす）人材の育成を目的とした勉強会の開催、企業を対象としたクリエイティブの活用手法・事業化事例を学ぶセミナー・個別相談会を行う。
- ・社会経済情勢や自然災害、新型コロナウイルス感染症等、経営環境の変化に応じた中小企業の多様な資金ニーズに対応するため、制度資金の充実を図るとともに、多様できめ細かい資金調達手段の導入に取り組み。
- ・商工団体や民間の損害保険会社と連携した中小企業のBCP（業務継続計画）の策定を支援する。

（２）商業の活性化とサービス産業の革新

- ・消費者の購買行動の変化を生み出す完全キャッシュレス化やスマートフォンによる事前注文・決済等の先進的な取り組み、AIやIoT等の先端技術の導入促進や高付加価値化を推進し、生産性の向上を図る。
- ・商業・サービス業を通じた地域活性化に取り組み商業者団体等を積極的に支援するとともに、地域の商業・サービス業をリードする人材の育成を図る。
- ・首都圏、関西圏、福岡地域の商業施設やネット通販への展開により、県産品を全国の消費者に販売する機会を創出するとともに、海外での輸出拡大を図る。

〈現状と問題点〉

- ・サービス産業は県内の全事業者数の約8割を占める重要な産業であるが、生産性は製造業等に比べて相対的に低く、業種による違いが大きい。特に、宿泊業や飲食サービス業、医療・介護・保育分野が低位となっている。
- ・中小企業・小規模事業者においても過去の常識にとらわれず、AIやIoT等

の先端技術を取り入れた新しい経営戦略に転換していくことが重要となっている。

- ・消費者ニーズの多様化や郊外への大型小売店の進出、インターネット販売の普及など経営環境の変化に伴い、商店街を取り巻く環境は厳しさを増している。
- ・新たな商圈にチャレンジする生産者の意欲を醸成するとともに、マーケットが求める質と量に対応できる生産者の育成が求められている。

〈基本的方向〉

- ・生産性向上に資する先進的な取り組みや先端技術の導入促進、新サービスの提供を目指す創業や経営革新、地域商業の持続的発展を目指す商店街等の将来ビジョンの策定を支援する。
- ・地域商業のリーダーとなる人材や中心市街地活性化に資する人材を育成する。
- ・「坐来大分」を活用した首都圏での県産品の情報発信や商談機会の拡大、大手スーパー等とのマッチング支援、販路開拓アドバイザーの活用による販路の開拓や拡大を図る。
- ・県公式通販サイト「おんせん県おおいたオンラインショップ」による販売機会の提供や商社・貿易アドバイザー、県の上海事務所と連携し、個々の企業ニーズに対応した海外展開を支援する。

(3) 先端技術への挑戦

- ・仕事や暮らしの中にある課題を現場目線で見つけ、様々な企業が先端技術を活用して、その解決に挑戦するとともに、地場企業による技術開発・サービス化を支援するなど、先端技術関連の新産業創出に取り組む。
- ・自治体が保有するオープンデータや衛星データ、民間企業が保有するビッグデータなど、様々なデータを連携することで各種データの利活用の促進を図るとともに、民間におけるデジタルトランスフォーメーション（DX）の取り組みを推進する。

〈現状と問題点〉

- ・AIやIoT、ロボット、ドローンなど先端技術の活用が進む一方、地方は大都市圏に先んじて、人口減少や高齢化に伴う人手不足や域内消費の縮小、過疎地域の移手段の確保などの課題に直面している。
- ・あらゆる産業において、新たなデジタル技術を使ったこれまでにないビジネスモデルの展開が進む中、県内においても、競争力の維持・強化のためにデジタルトランスフォーメーション（DX）をスピーディーに進めていくことが求められている。

〈基本的方向〉

- ・大分県 I o T 推進ラボを中核として、地域課題と先端技術のマッチングを進め、産業基盤の強化につながるプロジェクトを創出する。
- ・地域課題を解決するドローンの社会実装を推進するとともに、県内企業による新たなドローンビジネスの機会を創出する。
- ・様々なデータの連係や高度な利活用を実現するデータ連係基盤を構築し、あらゆる分野においてデジタルトランスフォーメーション（DX）の取り組みを推進する。
- ・大分空港における水平型宇宙港の実現に向け、必要となる交渉や調査を進めるとともに、スペースポート（宇宙港）を核とした経済循環の創出を推進する。

（４）企業誘致対策

- ・産業の活性化など波及効果が大きい業種（自動車・半導体関連、流通・卸売等）に加え、今後進展が期待される先端技術関連の企業誘致を推進する。
- ・第４次産業革命の時代の流れや新型コロナウイルスを経験したことによる新しい働き方などに対応し、場所や時間にとらわれない企業活動を行う情報関連業種などについて、地域の特性に応じつつ、過疎地域への企業誘致を推進する。
- ・これらの実現のため、スピーディーなワンストップサービスや新たな工場適地の確保など、市町村と連携しながら企業誘致を進める。

〈現状と問題点〉

- ・平成１２年度に過疎地域自立促進特別措置法が施行されて以来、過疎地域には２７２件の企業立地があり、６，６００名を超える多数の雇用を創出してきた。

過疎地域における企業誘致の状況（平成１２年度～令和２年度）

区 分	過 疎 地 域	非 過 疎 地 域	計
誘致件数（割合）	２７２件（50.6%）	２６６件（49.4%）	５３８件（100%）

- ・各産業の核となる企業を誘致することにより、関連する企業が次々と進出するなど、集積が集積を呼ぶ効果をもたらしている。
- ・一方、IT化の進展や新型コロナウイルスの感染まん延による新しい働き方の浸透により、場所や時間にとらわれない企業活動も可能になっており、離島や中山間地域等の条件不利地域を多くかかえる過疎地域での企業立地にも可能性が広がっている。
- ・さらに、東九州自動車道等の高規格道路の整備やRORO船等の海上貨物

航路の機能強化など、九州の東の玄関口としての拠点化とともに新たな物の流れが生まれている。

・こうした状況変化の中、様々な業種がバランスよく立地した産業集積と、県・市町村によるスピーディーなワンストップサービスという強みを発揮しながら、企業誘致に取り組むことが一層重要となる。

〈基本的方向〉

・従来から取り組みを進めてきた波及効果の大きい業種に加え、宇宙関連産業やロボット、自動運転など今後の進展が期待される先端技術関連産業、U I J ターンを希望している若手技術者等の雇用の場としての研究開発部門を有する企業、さらに、女性にとって柔軟な働き方が可能となる企業など、戦略的で効果的な企業誘致を推進する。

・サテライトオフィスなどを整備する市町村や民間事業者を支援し、離島や中山間地域等の条件不利地域を多くかかえる過疎地域に時間や場所にとらわれず企業活動が可能な情報関連業種などの誘致を推進する。

・市町村と連携し、迅速なワンストップサービスの強化など、受入体制をさらに充実させ、地道できめ細かなフォローアップを行うことで、進出企業の満足度を一層高め、新たな投資に結びつけていく。

・熾烈な誘致競争の中で勝ち残るために、常に他県との競争力が確保できるよう、世の中の動きに即応した企業への支援制度の充実など、雇用計画や設備投資の形態の変化などに対応したインセンティブの拡充を進める。

・市町村と連携し、優良な企業の誘致に欠くことのできない工業団地の整備や新たな工場適地の掘り起こしなど、企業のニーズに的確に対応できるよう立地環境の整備を促進する。

(5) 多様で厚みのある産業集積の深化

・自動車、半導体、食品など既存産業の技術力・企画開発力の強化に向けた取り組みを加速させることで取引拡大を図る。また、地域の特色を生かすことのできる医療、エネルギーなどの次代を担う産業の育成を図る。

〈現状と問題点〉

・本県の過疎地域には、優れた伝統的な技術を持った地場企業に加えて、様々な業種の立地企業が多数存在している。一方、経済のグローバル化やA I、I o T等の先端技術の普及などにより、収益性向上のための新たな仕組みや競争力の強化に向けた取り組みが求められている。

・事業所数、従業員数ともに本県製造業に占める割合が高く、農商工連携という

形で農林水産分野への波及効果も大きい食品産業の振興は過疎地域にとって重要である。

- ・血液・血管に関する医療機器製造企業が立地し、地場企業による医療機器産業への参入実績が徐々に現れている中、成果を踏まえたさらなる機器開発や販路開拓支援が必要である。
- ・今後さらに再生可能エネルギーや新エネルギーの導入の流れが加速することからエネルギー産業のさらなる発展に向けた支援が求められている。

〈基本的方向〉

- ・産学官の技術交流や技術移転、試験研究機関の研究者による技術指導、産業創造機構の相談員による経営相談等を通じて、地場企業の技術力・企画力の向上と経営の効率化を進め、進出企業からの受注確保や競争力の強化を図る。
- ・自動車・半導体など既存産業の技術力の向上や新分野・技術革新などの企画開発力の強化に向けた取り組みを加速させる。
- ・食品産業の競争力強化に向けたH A C C P等の衛生管理の強化や農商工連携の促進、魅力ある商品の改良等を支援し、県内各地での受注拡大につなげる。
- ・東九州メディカルバレー構想のさらなる推進により、医療・福祉機器や介護ロボットといった成長が見込まれる分野への参入を支援し、医療関連産業の集積を図る。
- ・本県の強みである地熱・温泉熱等の再生可能エネルギーを活用した地場企業の育成やスマートコミュニティ、水素などの新ビジネスへと挑戦する地場企業への支援により、過疎地域も含めたエネルギー産業の発展を図る。

3 地域が輝くツーリズムの推進と観光産業の振興

過疎地域の有する美しい自然、歴史に彩られた文化、豊かな食材などの地域資源に磨きをかけ、魅力ある地域を形成し、人が訪れることで地域が元気になることが観光の基本であるとの観点に立った観光地域づくりを推進する。

(1) おんせん県おおいたの地域磨きと観光産業の経営力強化

- ・新しい観光資源の開発や拠点となる観光地間の連携を活性化することにより、観光ニーズの多様化や質の高い観光への要求に応じていく。
- ・個性豊かな大分の魅力を多様な手段で国内外に情報発信し、観光客の来訪を促進するとともに、誰もが安心して観光を楽しめる「もてなしあふれる観光地づくり」を推進する。
- ・地域独自の歴史や文化を取り入れた魅力ある空間整備によるまちづくりと自然環境を生かした良好な景観の保全・形成を推進する。
- ・無電柱化や展望障害樹木の伐採等による優れた景観の再生と創出を推進する。

〈現状と問題点〉

- ・本県の過疎地域にも恵まれた観光資源が多数存在するものの、地域振興に十分生かされていない。
- ・インバウンドの動向は、関係国・地域の政治情勢や経済状況など、他律的な影響を受けやすい側面も抱えており、観光産業が持続的な成長軌道を歩むためには、国内外の諸情勢に対応できる力強い産業への構造転換が不可欠である。
- ・宿泊業などの観光関連企業の中には、特定の顧客に依存し、新たなターゲットの開拓に躊躇する企業や経営改善の余地を残す企業が数多く見受けられる。
- ・本県のおもてなしは観光客から高い評価を受けているが、1人当たりの観光消費額は他県に比べて決して高くはない。温泉だけではなく、豊かな自然とそこから生み出される歴史・文化など、大分の魅力ある観光資源を再発見し、観光客の満足度を高め、県内での滞在時間を延ばすためにも、快適な受入環境の整備に一層努めていく必要がある。

〈基本的方向〉

- ・過疎地域の特徴ある観光素材を磨き、地域にある資源を活用した取り組みを積極的に支援するとともに、温泉をはじめとする自然や食、歴史・文化、芸術、スポーツなどを生かした新たな仕掛けづくり、農山漁村ツーリズム（グリーンツーリズム・ブルーツーリズム）などの推進に取り組む。
- ・国内外の観光客が安全・安心で快適な旅行ができるよう、多言語化の充実など継続的な受入態勢の整備に努めるとともに、新型コロナウイルスなどの感染拡大

や自然災害などの緊急時に対応できる態勢整備と正確な情報発信に取り組む。

- ・誘客の多角化や経営力の強化を通して、本県観光産業を「稼げる産業、変化に強い産業」へと転換していく。

- ・有効なマーケティングデータの活用やアウトソーシング、外国人材の活用などを促進し、観光関連企業の経営力を強化していく。

- ・旅行形態の変化や旅行ニーズの多様化に対応できるよう、観光地域づくりを担う人材の育成やスキルアップを図るとともに、観光客の県内周遊促進に向けたネットワークづくりを進める。

4 働き方改革の推進と人材の確保・育成

県内企業の働き方改革の実現に向けた取り組みを推進し、若年者、女性、高齢者、障がい者など働く意欲のあるすべての担い手の就業対策や能力開発を支援する。

また、産業界との連携を強化し、高校生をはじめとする若年者の技術・技能習得や在職者の技術・技能の向上に努め、本県産業を支える人材の育成を図る。

さらに、地元で働きたいと考えている若年者の県内就職・定着を支援するとともに、都市圏を中心とする県外からのU I Jターン希望者へのきめ細かな支援、企業等の外国人材の円滑な受け入れに向けた雇用制度の適正な運用などを推進する。

〈現状と問題点〉

- ・人手不足が顕著となる中、国内外での競争に耐え、本県産業が維持・発展していくためには、産業界と連携した多様な人材の育成や確保が極めて重要である。
- ・県内企業が、働きやすい環境の整備を進め、子育て・介護等と仕事の両立など、様々な働き方を必要とする人の受け皿になるとともに、それによる人材の多様性がイノベーションを引き起こし、生産性の向上につながるような「働き方改革」を実現する必要がある。
- ・誰もが意欲と能力に応じていきいきと活躍できるよう、若年者、女性、高齢者、障がい者など様々な層に対する就業支援などの社会参加を促進することが必要である。
- ・若年者の流出を抑制し、本県経済の発展を支える若年者の県内就職・定着を促進するとともに、U I Jターンの推進による県外からの人材の確保を図ることが重要である。
- ・人手不足が深刻化する中、国において新たな外国人の在留資格が創設されるなど、外国人労働者へのニーズが高まっており、外国人材の適正・円滑な受け入れに向けた取り組みが必要である。

〈基本的方向〉

- ・長時間労働の是正や年次有給休暇の取得促進のほか、仕事と子育ての両立できる環境整備、テレワークなど時間や場所にとらわれない多様で柔軟な働き方の普及促進に取り組む。
- ・高校生や大学生などの若年者と県内企業とのマッチング機会を創出するとともに、福岡市中心部に設置した拠点施設「dot.」において、県内企業の情報発信を行うイベント等を実施するほか、WEBマガジン等を活用し、県内企業や地域の魅力を発信することにより、若年者の県内就職を促進する。
- ・就職情報基盤サイトにより県内企業情報や求人・インターンシップ情報等を提供するとともに、県内企業とのマッチング機会の創出等を通じたU I Jターン希

望者へのきめ細かな就職支援を行う。

- ・多様な人材の活躍促進に向け、企業の職場環境整備の促進、職業能力開発やマッチング機会の提供などにより、女性や高齢者の就業を支援するとともに、企業の障がい者雇用への理解促進、雇用機会の拡大・定着を支援する。
- ・外国人労働者に係る関係制度の適正な運用に向けて企業等を支援するとともに、「大分県外国人材受入れ・共生のための対応策協議会」を通じた市町村等との連携による外国人労働者等の受入環境を整備する。
- ・県立工科短期大学校や県立高等技術専門校において、実践的な技術者を養成する。また、就職に関する相談や職業能力開発を通じたキャリア形成支援による（再）就職と技術相談や企業向けセミナー等による職場定着を促進する。

5 活力みなぎる地域づくりの推進

人の流入・定着、地域活性化には特徴ある地域づくりが必要である。

(1) 地域の元気の創造

- ・地域の様々な主体が行う地域資源を活用した新たな取り組みへのきめ細かな支援を引き続き行うとともに、近隣集落や近隣に居住する地域出身者等と連携した祭りや伝統芸能の保存・継承に取り組む。
- ・歴史や文化、地理、地質などの地域の特徴を生かした地域づくりを推進する。
- ・市町村や関係機関等と連携して地域づくりに資する人材の育成・確保に取り組む。
- ・空き家の積極的な利活用により魅力的な地域づくりを推進する。

〈現状と問題点〉

- ・今後も地域の活力を維持するためには、地域資源の活用や仕事の間づくり、伝統文化の継承など活力を生み出す取り組みが必要である。
- ・平成30年度までに全市町村で空き家等対策計画が策定され、空き家の利活用等についての取り組みが進んでいる。地域の元気創造のため、空き家や廃校などを交流拠点として生かし、コミュニティの維持・活性化に資する地域ぐるみの取り組みとして充実・強化していくことが必要である。

〈基本的方向〉

- ・地域資源を活用したコミュニティビジネスの構築や地域の祭り、伝統芸能、文化遺産などを活用し、地域の活性化に向けた取り組みを推進する。
- ・市町村や関係機関と連携し、移住者や地域おこし協力隊員、外国人等、多様な人材の新たな視点を活用した地域活性化への取り組みを支援する。
- ・空き家を活用した交流施設やお試し店舗、宿泊施設などを通じて地域の賑わいづくりの創出を図る。
- ・地域の特性に応じ、女性視点を生かした地域を支える取り組みへの支援及び人材の育成を行う。

IV 人を育み基盤を整え発展する地域づくり 「発展」

人口減少が進む過疎地域において、学校・家庭・地域社会が相互に連携し、子どもたちが将来に夢を持ち健やかに学び育つ環境を整備するとともに、生涯にわたって学習できる地域社会の形成に努め、郷土愛にあふれ創造力豊かな人材を育成する。

また、誰もが気軽に芸術文化に触れ、スポーツに親しむことができる環境づくりを推進する。

さらに、利用者の減少や乗務員の不足による民間バス路線の減便・廃止など、サービス水準が低下しつつある公共交通を確保・維持するとともに、緊急時にも対応できる交通体系の整備を進める。加えて、誰ひとり取り残さないデジタル社会の実現や社会インフラの老朽化対策に取り組むことで、将来にわたって持続的に発展可能な住みよい地域社会の実現を図る。

1 生涯にわたる力と意欲を高める「教育県大分」の創造

子どもの力と意欲を伸ばす学校教育の推進やグローバル社会を生きるために必要な「総合力」の育成、生涯を通じた学びの支援等により、生涯にわたる力と意欲を高める「教育県大分」の創造を図る。

(1) 子どもの力と意欲を伸ばす学校教育の推進

- ・児童生徒数が減少する過疎地域において、グローバル化や少子高齢化など変化の激しい時代を生きる子どもたちに、未来を切り拓く力と意欲を身につけさせる教育を着実に推進する。

〈現状と問題点〉

- ・過疎地域を含め本県の子どもの学力は、基礎的・基本的な知識・技能の定着については、一定の成果をあげているが、今後取り組みの継続・強化が求められる。また、小・中・高等学校における資質・能力の3つの柱（「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」）の育成が求められている。
- ・過疎化や少子高齢化、情報化など地域社会や生活環境の変容を背景として、子どもたちの人間関係を育む力の不足が指摘されており、コミュニケーション能力や他者と協働して困難に立ち向かうことのできる力などを身に付けさせることが求められている。
- ・子どもの体力の向上を図る上で、運動する子どもとそうでない子どもの二極化が課題となっている。
- ・障がいの有無にかかわらず、子どもが自立し社会参加をするためには、子ども

一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導や支援が必要である。

〈基本的方向〉

- ・小・中学校では、児童生徒の「学びに向かう力」と「知識及び技能」を活用した「思考力・判断力・表現力等」の育成を図る。高等学校では、「知識及び技能」を活用した「思考力・判断力・表現力等」の能力向上や「主体性を持って多様な人々と協働し学ぶ態度」の育成を図る。
- ・ICTの積極的な活用等による指導方法・指導体制の工夫改善等により、協働的な学習や個別最適な学びの充実を図る。
- ・道徳教育の充実や体験活動の推進等により、子どもたちの豊かな人間性や社会性等の育成を図る。
- ・子どもたちに運動の喜びや楽しさを喚起し、運動の習慣化・日常化を推進することにより、体力の向上を図る。
- ・子ども一人ひとりの教育的ニーズに応える環境を整えるとともに、教育内容を充実し、教職員の専門性を高め、子どもの自立を支援する。
- ・小・中・高等学校・特別支援学校において、児童生徒の社会的・職業的自立の基盤となる能力・態度の育成を図る。

(2) グローバル社会を生きるために必要な「総合力」の育成

- ・グローバル化や情報化の急速な進展など、変化の激しい時代を生きる子どもたちに、自ら世界に挑戦し、多様な価値観を持った人々と協働していくための基盤となる力を総合的に育成する。

〈現状と問題点〉

- ・本県においては、将来の留学等に前向きな子どもが全体の3～4割にとどまっている。また、小・中・高等学校での国際交流活動の継続性等に課題がある。
- ・郷土への愛着や誇りを持つ心情が育まれていくよう、郷土の先人や芸術、歴史遺産について知る機会の充実などが求められている。また、国際社会の平和と発展に寄与する態度やコミュニケーション能力、主体性・積極性、異文化理解の精神を身に付けさせることが求められている。
- ・英語に関しては、2020年から小学校高学年で教科化され、それに対応した指導力の向上と指導体制の充実が求められるとともに、小・中・高等学校を通じた児童生徒の英語力の継続的な向上が必要である。特に、新学習指導要領に基づく小学校英語教育の早期化・教科化への対応と中学校以降の学習との接続を意識した英語教育の改善が必要である。

〈基本的方向〉

- ・グローバル人材に触れる機会、留学や海外進学に係る情報提供の充実を図る。また、県内留学生やALT（外国語指導助手）の活用による異文化理解の促進を図る。
- ・郷土学習の充実等を通じて、郷土や国を愛する心の育成を図る。
- ・小・中・高等学校を通じた児童生徒の英語力の向上に向けて系統的・体系的な英語指導を行うための校種間連携^{*4}を推進する。
- ・小学校英語教育の早期化・教科化に対応する指導力の向上と指導体制の充実を図る。
- ・SGH（スーパーグローバルハイスクール）指定校をはじめ、先進的な取り組みの成果を県内高等学校へ波及させる。
- ・世界トップレベルの大学と連携して専門的な分野で世界とわたり合えるグローバルな人材の育成を目指す。

（3）安全・安心な教育環境の確保

- ・いじめ・不登校など生徒指導上の諸課題の原因や背景は複雑で多様化しており、未然防止や事案の対応にあたり関係機関と連携した組織的な対応を推進する。また、地震等の自然災害、登下校時の交通事故や不審者による声かけ、部活動などにおける事故など、子どもたちを取り巻く環境には様々な危険が潜んでおり、子どもたちが安全・安心な学校生活を送ることができる教育環境を確保する。

〈現状と問題点〉

- ・いじめについては、1,000人当たりの認知件数が全国平均より多い状況であるが、これは些細ないじめも見逃さず、早期に認知して早期に対応するよう努めている結果と捉えている。引き続き、いじめの積極的な認知に努めるとともに、いじめ解消率のさらなる向上に取り組む必要がある。
- ・不登校児童生徒の出現率は、全国平均よりも高いことから、その低減に向けた未然防止対策や社会的自立に向けた支援を充実する必要がある。
- ・学校施設の老朽化が進んでいることから、改築等の整備が急務となっている。また、小規模校における施設設備の維持が課題となっている。

〈基本的方向〉

- ・いじめ・不登校など、生徒指導上の諸課題の未然防止と的確な対応を図るため、学校と家庭、福祉や警察等の関係機関が連携した組織的な取り組みを推進する。
- ・子どもたち一人ひとりが安全で安心して学べる教育を推進するため、学校にお

*4 校種間連携

小・中・高等学校において、それぞれの英語教育の接続が円滑に進むこと等を目的とした授業視察や交流などの連携

ける生徒指導体制及びスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門スタッフを活用した教育相談体制の充実を図る。

- ・地域の実情に応じた防災教育など安全教育を推進し、学校内外における児童生徒の安全確保に取り組む。
- ・学校施設については、文部科学省の「小学校施設整備指針」、「中学校施設整備指針」等を踏まえ、子どもたちの主体的な活動を支援したり、地域住民が有効に活用できる施設として、地域と連携した施設整備の推進に努める。また、建築後30年、60年を経過する学校施設の大規模改造工事による長寿命化を推進する。

(4) 信頼される学校づくりの推進

- ・学校マネジメントに係る取り組みの徹底とともに、各学校における教育課題の解決に向けた組織的な取り組みを推進する。また、教育水準の維持・向上のため、地域の実情を十分に考慮しながら、学校施設・設備の充実など教育環境の整備を図る。
- ・新しい時代にふさわしい魅力ある学校づくりを推進する。

〈現状と問題点〉

- ・校長のリーダーシップの下、すべての教職員が目標達成に向けて、組織的に教育活動に取り組んでおり、その取り組みが定着しつつある。
- ・グローバル化や多極化の進展、過疎化・少子化による生徒数の減少など、高等学校教育を取り巻く環境が大きく変化している中、新しい時代にふさわしい魅力ある学校づくりが求められている。
- ・児童生徒数の減少に伴い、余裕教室や小・中学校の統廃合の増加が見込まれることから、学校施設の有効活用を図っていくことが課題である。

〈基本的方向〉

- ・学校の組織的課題を解決するため、「芯の通った学校組織」を基盤とした「チーム学校」による取り組みを継続・発展しながら、学力・体力の向上やいじめ・不登校対策など、各学校が抱える諸課題の解決に向けて組織的な取り組みを一層推進する。
- ・焦点化された具体的な学校の目標を家庭・地域と共有するなど、学校教育の透明性を確保しつつ、それぞれの学校が目標達成に向けた取り組みを行い、連携を進めていく学校・家庭・地域の協働を推進する。

- ・過疎地域の子どもたちに、未来を切り拓く力と意欲を身につけさせる教育を着実に推進するため、教職員のさらなる意識改革と資質能力の向上を図る。
- ・高等学校教育における質の確保と多様な学習ニーズへの対応を図る。
- ・児童生徒の教育環境を整備する観点から、市町村が行う小・中学校の適正規模化を支援する。
- ・統廃合により廃校となった学校施設や、学級数の減少により生じた余裕教室の有効活用を進める。

(5) 青少年の健全育成

- ・学校や家庭、地域社会が協働して豊かな人間性や規範意識、社会性を身につけた青少年を育成するため、学校内外における社会奉仕活動・自然体験活動等の豊かな体験活動を推進するとともに、青少年の自立支援、大人と青少年とが相互に尊重し信頼できる社会の構築を図る。
- ・学校において、児童生徒の健全な成長を促すとともに、学校教育が有意義で充実したものになることを目指し、いじめや不登校などの未然防止、暴力行為などの問題行動への適切な対応を行う。

〈現状と問題点〉

- ・青少年の問題行動の要因や背景として、日常生活における実体験不足による社会性、規範意識、対人間関係能力の低下、家庭における基本的な生活習慣の乱れ、教育力の低下などが指摘されている。
- ・社会経済情勢や雇用環境が急激に変化する中、非正規雇用や若年無業者等社会的・職業的自立が求められる青少年や社会生活を円滑に営むうえで困難を抱える青少年への支援が課題となっている。中でも、ひきこもりに関しては、長期化・高齢化の傾向にあり、早期支援につなぐ取り組みが必要である。
- ・非行防止対策などにより刑法犯少年の人数は減少傾向にあるものの、非行の低年齢化及び再非行率の増加が深刻な問題となっている。また、インターネットが利用できる環境の整備が進み、有害情報が氾濫する中で児童ポルノ事犯など青少年が被害者となる犯罪やインターネット依存症、ゲーム障害など青少年の健全な成長に影響を及ぼす新たな問題も出現している。

〈基本的方向〉

- ・豊かな人間性や規範意識、社会性を身につけた青少年を育むため、「協育」ネットワーク^{*5}の活用など、家庭、地域、学校、企業、青少年団体等と相互に協力しながら取り組みを進める。
- ・「大分県少年の船」など学校内外における多様な体験活動や読書活動を通じて、

*5 「協育」ネットワーク

学校・家庭・地域がそれぞれの役割と責任を持ち、連携・協力して子供に関わる教育の協働（「協育」）を推進するためのネットワーク

倫理観やコミュニケーション能力等を育み、青少年が豊かな人間関係を構築できるように支援する。

- ・非行やニート・ひきこもりなどの問題を抱える青少年やその家族が再び社会に適應する機会を得ることができるよう「おおいた青少年総合相談所」による相談・支援体制を充実する。
- ・青少年がインターネットによる犯罪やトラブルに巻き込まれることのないよう「青少年の健全な育成に関する条例」の周知やインターネットを安全に利用するためのフォーラムを開催するなど、青少年及び保護者のネットモラル等の向上に取り組む。
- ・少年警察ボランティアなどの関係機関・団体と連携した支援活動や保護活動を強化するとともに、児童ポルノ事犯などに対して厳正に対処する。また、児童虐待事案や学校におけるいじめ事案に対して的確に対応していく。

(6) 変化の激しい時代を生き抜く生涯を通じた学びの支援

- ・県民の学習への欲求は多様化、高度化しており、ライフステージに応じ、多様な課題に対応した学習機会を提供する。また、地域や家庭の「教育力」が低下していることから、家庭に対して継続的に学びの支援を行う。

〈現状と問題点〉

- ・誰もが豊かな人生を送ることができるよう、生涯にわたって学び、その学習成果を適切に生かすことのできる社会の構築が求められている。
- ・少子高齢化の進展とともに、人間関係の希薄化といった新たな課題も生じており、こうした中、地域の活力を支える人材の育成や地域コミュニティの再構築が求められている。
- ・核家族化等の家族構成の変化や地域における地縁的なつながりの希薄化などにより、地域社会や家庭における「教育力」が低下していることが指摘されている。また、家庭は子どもたちの健やかな育ちのための基盤であり、基本的な生活習慣・生活能力、基本的倫理観などを身につける上で重要な役割を担うことから、家庭に対しての継続的な支援が求められている。

〈基本的方向〉

- ・生涯学習に関する講座などの学習情報の提供や公民館・図書館などの関連施設の機能の向上など、県民の生涯学習を支える基盤を整備する。
- ・社会の要請に応じた学習機会の提供や個人、団体、地域の課題解決につながる学習相談機能・学習情報システムの充実を図る。
- ・「協育」ネットワークを活用した子どもへの支援等を通じて、自らの課題を解

決し他者と協働しながら主体的に地域社会の課題解決を担うことができる地域住民の育成を図る。

・子どもの健全育成と学校の教育活動を充実させるため、学校・家庭・地域が連携して家庭の教育力向上を図る取り組みを推進し、学習機会の提供等、家庭教育の支援の充実を図る。

2 芸術文化による創造県おおいとの推進

芸術文化は、人の心を豊かにし、創造性と感性を育むとともに、人々の感情に働きかけ、ゆとりや癒やし、感動を与えてくれる。

このような芸術文化の持つ創造性を生かして、芸術文化の振興はもとより、少子高齢化や人口減少社会、産業振興や人材育成など社会的・経済的な課題に対応していく。

(1) 芸術文化の創造

- ・県民が芸術文化に親しみ、創造することができる環境づくりに努め、県民の主体的な参加による芸術文化活動を推進し、芸術文化の香り高いふるさと大分を創造する。

〈現状と問題点〉

- ・人々が潤いある心豊かな生活を実現し、創造的で活力あふれる地域社会を構築するためには、芸術文化は不可欠であり、県内全域が多様な芸術文化で彩られることが期待されている。
- ・少子高齢化等の影響により、芸術文化を支える基盤の脆弱化が懸念されている。県民誰もが質の高い多彩な芸術文化に触れる機会を確保するとともに、主体となって芸術文化活動に取り組むための環境整備の充実が求められている。
- ・新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、新しい生活様式に適応した芸術文化の鑑賞のあり方を工夫する必要がある。

〈基本的方向〉

- ・県内各地において多彩で質の高い芸術文化活動が行われるよう、優れた芸術文化を鑑賞し、参加し、創造することができる環境整備の充実を図る。
- ・将来の芸術文化の担い手や鑑賞者を育むために、若者や子どもたちの豊かな感性や創造力を育成する機会を拡充する。
- ・デジタル・先端技術を活用しながら、芸術文化の新たな鑑賞方法やさらなる体験機会の創出を図る。

(2) 芸術文化ゾーンを核としたネットワークづくり

- ・平成27年に県立美術館が開館し、県立総合文化センターと合わせた芸術文化ゾーンの核が完成した。今後も芸術文化ゾーンを中心として、広範な関係団体や県内各地で展開されている様々な芸術文化活動等との連携を推進する。

〈現状と問題点〉

- ・芸術文化の持つ創造性を生かして、少子高齢化や人口減少社会など様々な行政課題に対応するため、芸術文化ゾーンを中心として、芸術文化関係団体をはじめ、教育、産業、福祉、医療など様々な分野の団体等と連携していく必要がある。
- ・現在、県内各地で特色あるアートプロジェクトが広がりを見せている。こうした動きをさらに加速させ、芸術文化の創造性を生かした地域づくりを展開していく必要がある。

〈基本的方向〉

- ・芸術文化ゾーンを中心として、広範な関係団体や県内各地で展開されている様々な芸術文化活動等との連携を進め、ネットワークの構築を図る。
- ・芸術文化の振興はもとより、芸術文化の持つ創造性を活用して、少子高齢化や人口減少社会、産業振興や人材育成など、社会的、経済的な課題に対応していく。
- ・「創造県おおいた」を目指し、核となる人材を育成するとともに、アート拠点や団体、市町村等と連携して、芸術文化の創造性を生かした地域づくりを推進する。

(3) 文化財・伝統文化の保存・活用・継承

- ・各地域で受け継がれてきた文化財・伝統文化は地域の人々の誇りや絆、文化的アイデンティティの礎であり、適切な保存・管理を行い、活用を図りながら次世代への継承につなげていく。

〈現状と問題点〉

- ・県内には、各地域で長い間受け継がれてきた文化財・伝統文化が数多く残されており、こうした文化財・伝統文化は、地域の歴史や文化を理解する上で重要なものである。
- ・過疎化・少子高齢化を背景に、文化財の担い手不足による滅失や散逸の防止が喫緊の課題である。そのため、文化財・伝統文化を県民共有の財産として適切に保存・管理するとともに、地域の歴史的・文化的特色を生かしたまちづくりや観光資源として積極的に活用していくことなどを通じて、次世代に着実に継承していくことが求められている。

〈基本的方向〉

- ・各地域の歴史や文化の証である文化財・伝統文化を守り、育てるとともに、次世代に着実に継承していくため、国や県の指定・選定・登録制度を活用するなど、文化財・伝統文化の適切な保存・管理に努める。

- ・文化財・伝統文化が、地域の人々の誇りや絆、文化的アイデンティティの礎であることに留意し、これらを積極的に活用するなどして、文化的特色を生かしたまちづくりや観光振興・地域活性化を推進する。
- ・積極的な情報発信を通じて、県民が文化財・伝統文化について親しみ、理解を深める機会を充実させるとともに、継承者育成のための取り組みを推進する。

3 スポーツの振興

スポーツは、体力の向上や精神的なストレスの発散、生活習慣病の予防など、心身の両面にわたる健康の保持増進に寄与する。

また、スポーツに打ち込む選手のひたむきな姿は、スポーツへの関心を高め、県民に夢や感動を与えるなど、活力ある健全な社会の形成にも貢献する。

さらに、スポーツは青少年の健全な育成や国際的な友好と親善に資するなどの社会的な意義を有しており、その振興を一層促進する。

(1) 県民スポーツの推進

- ・子どもから高齢者まで、また、障がいのある人も含め、県民だれもが、気軽に自分のレベルにあったスポーツを実践し、あるいは観たり支えたりすることができる環境づくりを推進する。
- ・より多くの県民が生涯にわたり日常的にスポーツに親しめるよう、生涯にわたってスポーツに親しむ機運の醸成や県民スポーツを支える環境づくりを推進する。

〈現状と問題点〉

- ・「県民のスポーツに関する実態調査（令和2年度）」の結果では、成人のうち、定期的にスポーツを実施する者の割合は、45.9%にとどまっている。
- ・同調査の結果によれば、運動・スポーツに取り組む動機は、健康・体力づくり、楽しみや気晴らしなど多様であり、阻害要因としては、高齢、施設面、金銭面、多忙感などがあげられている。
- ・スポーツのかかわり方は、実際に「する人」だけでなく、プロスポーツの観戦等「みる人」、指導者やスポーツボランティアといった「ささえる（育てる）人」などがある。また、県民生活においてスポーツが担う役割も青少年の健全育成や地域社会の活性化など多様である。
- ・より多くの県民が生涯にわたり日常的にスポーツに親しめるよう、スポーツの意義や価値を共有し、スポーツ環境を整備していくことが求められている。

〈基本的方向〉

- ・青少年の体力を向上させるとともに、人格の形成の機会として積極的にスポーツを活用し、次代を担う人材を育成するため、子どもがスポーツにふれる機会を充実させる。
- ・心身の健康の保持・増進を図り、健康で活力に満ちた長寿社会を実現するため、幼児から高齢者までライフステージに応じたスポーツ活動を推進する。
- ・人や地域の交流を促進することで、地域の一体感や活力を醸成するとともに、

地域住民が主体的に参画するスポーツ環境を整備する。

- ・地域スポーツが優れたスポーツ選手を輩出し、そのスポーツ選手が地域スポーツに寄与するというスポーツ界の好循環を創出する。
- ・障がい者が身近な地域で日常的にスポーツを楽しむ環境を整備するとともに、障がい者スポーツへのさらなる理解促進を図る。

(2) スポーツによる地域の元気づくり

- ・県内スポーツ施設や各種スポーツイベントなどの地域資源の活用、ラグビーワールドカップ2019の開催成功によるスポーツへの関心の拡大やスポーツに親しむ機運の醸成、交流人口の拡大等を図る。

〈現状と問題点〉

- ・ラグビーワールドカップ2019の開催を契機としたラグビー文化の定着や国内外からの誘客による地域の活性化など、大会後のレガシー創造に向けた取り組みが求められている。
- ・県内プロスポーツチームや各種スポーツイベントなど優れた地域資源のさらなる活用が求められている。

〈基本的方向〉

- ・ラグビーワールドカップ2019の成果を一過性のものとせず、着実に引き継いでいくことで、ラグビー文化の定着や国内外からの誘客、海外との交流による地域活性化などの取り組みを推進する。
- ・県内のプロスポーツチームやスポーツイベントなどの地域資源の活用により、スポーツを通じたまちづくりに取り組む。

4 地域の持続的発展に向けたハード・ソフトにわたる基盤整備

過疎地域における国道・県道・市町村道など社会基盤の整備を実施し、物流の促進を図るとともに、通勤、通学、通院、買い物などの日常生活に必要な公共交通の確保・維持に取り組むなど、ハード・ソフトにわたる基盤整備と社会インフラの老朽化対策を計画的に実施することで地域に住み続けられるような環境整備を推進する。

また、高規格道路などの広域的な交通ネットワークの整備促進や5Gや超高速ブロードバンド環境の整備を支援し、過疎地域と都市部との地域間交流を促進する。

(1) 交通体系の整備

・安全で快適な地域間交通を提供することは、県民生活に活力を与え、産業の発展、地域間の連携・交流、暮らしなどを支えることから、過疎地域が広域的な物流・人流の拡大を目指し、活力ある社会を築くために、道路、港湾など交通ネットワークの整備を図る。

〈現状と問題点〉

- ・東九州自動車道は県内全線が開通したものの、それを補完する中九州横断道路や中津日田道路は整備途上にある。
- ・幹線道路へのアクセスや生活道路として使用されている国道・県道・市町村道については、改良を進めているものの、中山間地域を中心に未改良区間が残っているほか、通学路においては歩道の未整備箇所が残されているなど、依然として整備途上にある。
- ・過疎地域における都市計画道路の改良率は、約5割となっており、公共施設や観光施設等へのアクセス道路の整備が不十分である。
- ・トラックドライバー不足によるモーダルシフト^{*6}の進展やフェリーの大型化など港湾需要が高まっており、岸壁や埠頭用地、臨港道路などの港湾施設の機能強化が求められている。
- ・自然環境への関心の高まりなどから、港湾施設周辺の環境整備や空間整備が求められている。

〈基本的方向〉

- ・人や物の流れを活性化し、産業や観光の基盤となる広域交通ネットワークの充実を図るため、中九州横断道路や中津日田道路などの整備を推進する。
- ・国道・県道・市町村道は、地域振興の基盤であり、今後とも計画的に整備し、持続的な発展基盤の確立を図る。

*6 モーダルシフト

トラック中心の輸送から鉄道や船舶などの環境負荷が少ない輸送に転換すること

- ・小規模集落の交通手段を維持するため、地域のニーズや実情、交通量に応じた効率的な道路整備を実施する。
- ・市街地の道路網を構築し、公共施設や観光施設等へのアクセスを強化する。
- ・貨物需要の増大等の港湾ニーズに対応するため、岸壁の整備や既存施設の改良等、港湾機能の強化に向けた取り組みを進める。
- ・港湾における自然環境を保全するため、地域住民の意向を十分に尊重しながら自然再生型の事業を推進する。また、港湾における防災機能の向上にも努める。

(2) 日常的な交通手段の確保

- ・路線バスや離島航路は、地域住民の日常的な移動のための公共交通機関として、通勤、通学、通院、買い物等に利用され、県民生活に大きな役割を果たしており、引き続き路線・航路の確保・維持に取り組む必要がある。

〈現状と問題点〉

- ・路線バスをはじめとする公共交通機関は、通勤、通学、通院、買い物等の日常生活に必要不可欠な公共交通であることから、その確保・維持が求められている。
- ・県内の多くの民間バス路線では、自家用車の普及や過疎化の進展等により利用者の減少に歯止めがかからず、採算性の悪化や乗務員の不足を要因とする減便や路線廃止といったサービス水準の低下が進みつつある。
- ・離島航路の運航は、近年の島民人口の減少等により、その経営環境は極めて厳しくなっている。離島航路は離島と本土を連絡する唯一の公共交通機関であり、島民の日常生活に必要な移動手段である。

〈基本的方向〉

- ・市町村と協働で行う地域公共交通計画等の策定において、市町村間をまたがる路線の調整を行うとともに、市町村のコミュニティバス、デマンドタクシーやスクールバス等の独自の取り組みの推進や地域の多様な輸送資源の活用を検討するなど、日常生活に必要な移動手段の確保・維持を図る。
- ・離島航路の確保は島民の生活を守るための最重要課題であり、引き続き離島航路の確保・維持に向けた地元自治体や交通事業者の取り組みを支援するとともに、観光客など島民以外の航路利用の促進を市町村等と連携して取り組む。

(3) 情報通信基盤の整備

- ・時間的、地理的な制約に関係なく、様々な情報の収集、交換及び発信を可能とする情報通信基盤は、少子高齢化が加速する過疎地域において、移住・定住や企業誘致、誰ひとり取り残さないデジタル社会の実現に必要な不可欠であり、その整

備を支援することにより地域間の情報格差の是正を図る。

〈現状と問題点〉

- ・採算性や地理的要因等から、過疎地域においては、一部で携帯電話不感地域、超高速ブロードバンドサービス未提供地域が存在するなど、地域間の情報格差が生じており、テレワークやインターネットを活用した買い物など様々なサービスが普及する中、過疎地域でも同様のサービスが利用できるように情報通信基盤の整備が必要である。
- ・A I や I o T の推進に必要な 5 G など先端技術を支える新たな通信環境の整備が必要である。
- ・誰ひとり取り残さないデジタル社会の実現のため、住民のデジタルスキルの向上を図る必要がある。
- ・防災、福祉、医療そして新たなサービスの創出など、様々な分野での I C T 利用を過疎地域において可能とする情報通信環境の整備が求められている。

〈基本的方向〉

- ・携帯電話等の不感地域を解消するため、民間事業者にサービス提供地域の拡大を働きかけるとともに、市町村と連携して基地局等の整備を推進する。
- ・ケーブルテレビは地域の話題や緊急情報等の提供、超高速ブロードバンドサービスの活用に資することから、市町村と連携してケーブルテレビ光化を促進する。
- ・民間企業やNPO等と連携して住民のデジタルスキルの向上を図る。
- ・過疎地域に立地する企業等のテレワークなど様々なニーズに対応するため、高速通信環境の整備を促進する。

(4) 社会インフラの老朽化対策

- ・社会資本の老朽化が急速に進展しており、厳しい財政状況の下、維持管理に要する財政負担の軽減や平準化を図りながら、改修・更新・統廃合・長寿命化などを適切なタイミングで行い、安全性を確保する取り組みを推進する。

〈現状と問題点〉

- ・本県では、道路施設・港湾施設・治山施設などの公共インフラ施設のほか、庁舎や学校、公営住宅などの公共建築物を多数保有している。
- ・これらは、高度経済成長期以降に大量に整備され、暮らしや社会経済活動を支える重要な役割を果たしてきたが、現在その老朽化は顕著である。
- ・このため、各施設を日頃から適切に維持管理することにより、県民の利便性の

確保及び災害による被害を未然に防止することが必要である。

・また、人口減少が進む中で、こうした老朽化対策等の分野においても生産性の向上が必要不可欠であることから、ICT等の先端技術の活用にも積極的に取り組んでいく必要がある。

〈基本的方向〉

・所有する施設の現状や施設全体の管理に関する基本的な方針を定めた「公共施設等総合管理計画」に基づき、公共施設等の全体を把握し、長期的な視点を持って、改修・更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化する。

・さらに、老朽化対策の実施にあたっては、ドローン等の先端技術を積極的に活用し、生産性の向上を図る。